

土木工事共通仕様書新旧対照表

新条文（令和7年4月）							旧条文（平成28年7月）									
	編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	新条文		編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	現行条文	改定理由
	1	1	1	2	20	20.連絡	連絡とは、工事監督員と受注者又は現場代理人の間で、約款第18条に該当しない事項又は緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどにより互いに知らせることをいう。なお、後日書面による連絡内容の伝達は不要とする。	1	1	1	2	20	20.連絡	連絡とは、工事監督員と受注者又は現場代理人の間で、約款第18条に該当しない事項又は緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどの署名又は押印が不要な手段により互いに知らせることをいう。なお、後日書面による連絡内容の伝達は不要とする。	押印等の廃止	
	1	1	1	2	24	24.書面	書面とは、工事打合せ簿等の工事帳票をいい、情報共有システムを用いて作成及び提出等が行われたものを有効とする。ただし、やむを得ず、情報共有システムを用いない場合は、発行年月日を記載し、記名(署名または押印を含む)したものも有効とする。	1	1	1	2	24	24.書面	書面とは、手書き、印刷物等による工事打合せ簿等の工事帳票をいい、発行年月日を記載し、署名又は押印したものを有効とする。ただし、情報共有システムを用いて作成及び提出等行った工事帳票については、署名又は押印がなくても有効とする。	情報共有システムの利用を標準とするため。	
	1	1	1	2	25	25.工事写真	なお、デジタル工事写真の黒板情報電子化を行う場合は、「デジタル工事写真の黒板情報電子化の運用について」(平成29年6月5日香川県土木部技術企画課)に基づき実施しなければならない。	1	1	1	2	25	25.工事写真		デジタル工事写真の黒板情報電子化運用のため。	
	1	1	1	2	40	40.工事着手日	工事着手日とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事(現場事務所等の設置又は測量等、工事施工上必要な準備に要する業務等をいう)、詳細設計付工事における詳細設計又は工場製作を含む工事における工場製作工のいずれかに着手することをいう。	1	1	1	2	40	40.工事着手日	工事着手日とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事(現場事務所等の設置又は測量をいう)、詳細設計付工事における詳細設計又は工場製作を含む工事における工場製作工のいずれかに着手することをいう。	語句の詳細説明	
	1	1	1	2	48	48.JIS規格	JIS規格とは、日本産業規格をいう。	1	1	1	2	48	48.JIS規格	JIS規格とは、日本工業規格をいう。	名称の変更	
	1	1	1	3	1	1.図面原図の貸与	受注者からの要求があり、工事監督員が必要と認めた場合、受注者に図面の原図若しくは電子データを貸与することができる。ただし、共通仕様書等市販・公開されているものについては、受注者が備えなければならない。	1	1	1	3	1	1.図面原図の貸与	受注者からの要求があり、工事監督員が必要と認めた場合、受注者に図面の原図を貸与することができる。ただし、共通仕様書等市販・公開されているものについては、受注者が備えなければならない。	電子データの利用	
	1	1	1	3	2	2.設計図書の照査	受注者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により約款第18条第1項第1号から第5号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、工事監督員にその事実が確認できる資料を提出し、確認を求めなければならない。なお、確認できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。また、受注者は、工事監督員から更に詳細な説明又は資料の追加の要求があった場合は従わなければならない。 ただし、設計図書の照査範囲を超える資料の作成については、約款第19条によるものとし、工事監督員からの指示によるものとする。	1	1	1	3	2	2.設計図書の照査	受注者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により約款第18条第1項第1号から第5号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、工事監督員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。なお、確認できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。また、受注者は、工事監督員から更に詳細な説明又は書面の追加の要求があった場合は従わなければならない。	照査範囲の明確化のため追記	
	1	1	1	4		計画工程表	受注者は、現地測量を行い、入念に計画した上で約款第3条に規定する工程表を所定の様式に基づき作成し、工事監督員に提出しなければならない。なお、施工計画書を提出する場合は、その中に含めることができる。また、重要な変更により工程を見直した場合は、その都度、変更したものを提出しなければならない。	1	1	1	4		工程表	受注者は、約款第3条に規定する工程表を所定の様式に基づき作成し、工事監督員を経由して発注者に提出しなければならない。	書類の簡素化で工事工程表を廃止、計画工程表のみとする。	
	1	1	1	5	1	1.一般事項	受注者は、工事請負代金額が500万円以上の工事にあつては、工事着手前または施工方法が確定した時期に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を工事監督員に提出しなければならない。	1	1	1	5	1	1.一般事項	受注者は、工事請負代金額が500万円以上の工事にあつては、工事着手前に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を工事監督員に提出しなければならない。	施工方法を確定した上で施工計画書を作成させるため。	
	1	1	1	5	1	1.一般事項 (5)	特殊船舶・機械	1	1	1	5	1	1.一般事項 (5)	主要船舶・機械	名称の変更	
	1	1	1	5	2	2.変更施工計画書	受注者は、施工計画書の内容に重要な変更が生じた場合(工期や数量等の軽微な変更は除く)には、その都度当該工事に着手する前に施工計画書を変更し、その頁を工事監督員に提出しなければならない。 なお、最終の変更契約後に、それまでの変更箇所をまとめた溶け込み版一式の作成は不要とし、立会日や納品予定日等の修正も不要とする。	1	1	1	5	2	2.変更施工計画書	受注者は、施工計画書の内容に重要な変更が生じた場合には、その都度当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更施工計画書を工事監督員に提出しなければならない。	書類の簡素化	

土木工事共通仕様書新旧対照表

新条文（令和7年4月）										旧条文（平成28年7月）									
編 章 節 条 項					章節条項 (項目見出し)	新条文	編 章 節 条 項					章節条項 (項目見出し)	現行条文	改定理由					
1	1	1	6	0	コリンズ (CORINS)への登録	受注者は、受注時又は変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事実績情報システム(コリンズ)に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をコリンズから工事監督員にメール送信し、工事監督員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内または工事開始日までに、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請をしなければならない。 登録対象は、工事請負代金額500万円以上(単価契約の場合は契約総額)の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。なお、変更登録時は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金のみ変更の場合は、原則として登録を必要としない。 また、登録機関発行の「登録内容確認書」は、コリンズ登録時に工事監督員にメール送信される。なお、変更時と工事完成時の間が10日間(土曜日、日曜日、祝日等を除く)に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できる。また、本工事完成後において訂正または削除する場合においても同様に、コリンズから発注者にメール送信し、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。	1	1	1	6	0	コリンズ (CORINS)への登録	受注者は、受注時又は変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事実績情報サービス(コリンズ)に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し工事監督員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請をしなければならない。 登録対象は、工事請負代金額500万円以上(単価契約の場合は契約総額)の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。なお、変更登録時は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金のみ変更の場合は、原則として登録を必要としない。 また、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、速やかに工事監督員に提示しなければならない。なお、変更時と工事完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できる。	コリンズ運用の変更に伴い修正 余裕期間設定工事への対応					
1	1	1	9	2	2.用地の確保	工事の施工上受注者が必要とする用地とは、営繕用地(受注者の現場事務所、宿舍、駐車場)及び型枠又は鉄筋作業場等専ら受注者が使用する用地並びに発注者の負担により借地する範囲以外の構造物掘削等に伴う借地等をいう。	1	1	1	9	2	2.用地の確保	工事の施工上受注者が必要とする用地とは、営繕用地(受注者の現場事務所、宿舍、駐車場)及び型枠又は鉄筋作業場等専ら受注者が使用する用地並びに構造物掘削等に伴う借地等をいう。	注釈の追加					
1	1	1	10	0	工事着手	受注者は、特記仕様書に工事に着手すべき期日について定めがある場合にはその期日までに、定めがない場合には特別の事情がない限り契約書に定める契約日以降30日以内に、工事着手しなければならない。なお、海上工事の場合は、45日以内とするものとする。	1	1	1	10	0	工事着手	受注者は、特記仕様書に定めのある場合を除き、特別の事情がない限り、約款に定める工事始期日以降30日以内に工事着手しなければならない。なお、海上工事の場合は、契約書に定める契約日以降45日以内とするものとする。	余裕期間設定工事への対応					
1	1	1	11	0	1-1-11(3)	下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。なお、下請契約を締結するときは、下請負に使用される技術者、技能労働者等の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格、保険料等を的確に反映した適正な額を請負代金及び適正な工期等を定める下請け契約を締結しなければならない。	1	1	1	11	0	1-1-11(3)	下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。なお、下請契約を締結するときは、適正な額の請負代金での下請契約の締結をしなければならない。	下請契約に対する記載を詳述					
1	1	1	15	3	3.基本計画の作成	受注者は施工を一時中止する場合は、中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を工事監督員を通じて発注者に提出し、協議するものとする。	1	1	1	15	3	3.基本計画の作成	受注者は施工を一時中止する場合は、中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を工事監督員を通じて発注者に提出し、承諾を得るものとする。	運用の変更					
1	1	1	20	4	4.再生資源利用計画	受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄からなる建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令等に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書にその写しを添付して工事監督員に提出しなければならない。 また、受注者は、法令等に基づき、工事現場において再生資源利用計画を公衆の見やすい場所に掲げなければならない。	1	1	1	20	4	4.再生資源利用計画	受注者は、土砂、碎石又は加熱アスファルト混合物を工事現場に搬入する場合には、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に工事監督員に提出しなければならない。	建設リサイクル法に基づく修正					
1	1	1	20	5	5. 受領書の交付	受注者は、土砂を再生資源利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。								条文の追加					

土木工事共通仕様書新旧対照表

新条文（令和7年4月）							旧条文（平成28年7月）								
編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	新条文	編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	現行条文	改定理由	
1	1	1	20	6	6.再生資源利用促進計画	受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書にその写しを添付して工事監督員に提出しなければならない。 また、受注者は、法令等に基づき、工事現場において再生資源利用促進計画を公衆の見やすい場所に掲げなければならない。	1	1	1	20	5	5.再生資源利用促進計画	受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に含め工事監督員に提出しなければならない。	建設リサイクル法に基づく修正	
	1	1	1	20	7	7.再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項等	受注者は、再生資源利用促進計画の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土地の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壤汚染対策法等の手続き状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。 また、確認結果は再生資源利用促進計画に添付するとともに、工事現場において公衆の見やすい場所に掲げなければならない。								条文の追加
	1	1	1	20	8	8.建設発生土の運搬を行う者に対する通知	受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするときは、「6.再生資源利用促進計画」に記載した事項（搬出先の名称及び所在地、搬出量）と「7.再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項等」で行った確認結果を、委託した搬出者に対して、法令等に基づいて通知しなければならない。								条文の追加
	1	1	1	20	9	9.建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求等	受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督職員から請求があった場合は、受領書の写しを提出しなければならない。								条文の追加
	1	1	1	20	0			1	1	1	20	7	7.建設副産物情報交換システム	受注者はコンクリート塊、アスファルトコンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物を搬入または搬出する場合には、施工計画作成時、工事完了後に必要な情報を建設副産物情報根幹システムに入力するものとする。なお、出力した調査票は、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」の提出に代わるものとし、これによりがたい場合には、工事監督員と協議しなければならない。	システム廃止に伴う削除
	1	1	1	20	0			1	1	1	20	8	8.建設発生土情報交換システム	受注者は建設発生土を搬入または搬出する場合で、工事の実施に当たって土量、土質、土工期等の登録されている情報に変更があった場合、工事監督員が通知する「登録工事番号」を用いて、速やかに当該システムのデータ変更を行うものとする。 なお、これによりがたい場合には、工事監督員と協議するものとする。	システム廃止に伴う削除
	1	1	1	25	1	1.竣工通知書の提出	受注者は、約款第32条の規定に基づき、竣工通知書を工事監督員を通じて発注者に提出しなければならない。	1	1	1	25	1	1.竣工通知書の提出	受注者は、約款第32条の規定に基づき、竣工通知書を工事監督員に提出しなければならない。	提出先の明確化
	1	1	1	29	3	3.標示板の設置	受注者は、施工に先立ち工事現場又はその周辺の一般通行人等が見易い場所に工事目的、工期、発注者名及び施工者名を記載した標示板を設置し、工事完成後は速やかに標示板を撤去しなければならない。	1	1	1	29	3	3.標示板の設置	受注者は、施工に先立ち工事現場又はその周辺の一般通行人等が見易い場所に工事名、工期、発注者名及び受注者名を記載した標示板を設置し、工事完成後は速やかに標示板を撤去しなければならない。	語句の修正
	1	1	1	29	5	5.周辺への影響防止	また、影響が生じるおそれがある場合、または影響が生じた場合には直ちに工事監督員へ連絡し、その対応方法等に関して工事監督員と速やかに協議しなければならない。	1	1	1	29	5	5.周辺への影響防止	また、影響が生じた場合には直ちに工事監督員へ連絡し、その対応方法等に関して工事監督員と速やかに協議しなければならない。	対象範囲の拡大

土木工事共通仕様書新旧対照表

新条文（令和7年4月）							旧条文（平成28年7月）							
編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	新条文	編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	現行条文	改定理由
1	1	1	29	6	6.労働環境の改善	受注者は、 工事の適正な実施に必要な技術的能力の向上、情報通信技術を活用した工事の実施の効率化等による生産性の向上並びに技術者、技能労働者等育成及び確保並びにこれらの者による賃金、労働時間その他労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。	1	1	1	29	6	6.労働環境の改善	受注者は、 作業員 の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。	諸基準類の改定に伴う修正
1	1	1	29	8	8.不具合等発生時の措置	受注者は、 工事施工途中に工事目的物や工事材料等の不具合等が発生した場合、または、公益通報者等から当該工事に関する情報が寄せられた場合には、その内容を工事監督員に直ちに通知しなければならない。								追加
1	1	1	30		履行報告	受注者は、約款第11条の規定に基づき、工事履行報告書を工事監督員に提出しなければならない。 ただし、準備工の段階では提出の必要はない。	1	1	1	30		履行報告	受注者は、約款第11条の規定に基づき、工事履行報告書を工事監督員に提出しなければならない。	工事書類の簡素化
1	1	1	32	1	1.安全指針等の遵守	最新の 土木工事安全施工技術指針(国土交通大臣官房技術審議官通達)	1	1	1	32	1	1.安全指針等の遵守	土木工事安全施工技術指針(国土交通大臣官房技術審議官通達、 平成21年3月31日)	発行に伴う修正
1	1	1	32	3	3.災害の防止	建設工事公衆災害防止対策要綱(国土交通省告示第496号、令和元年9月2日)	1	1	1	32	3		受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱(建設事務次官通達、平成5年1月12日)	改定年度を反映
1	1	1	32	10	10.定期安全研修・訓練等	なお、作業員全員の参加が困難な場合は、複数回に分けて実施することも	1	1	1	32	10	10.定期安全研修・訓練等		運用の変更
1	1	1	32	15	15.安全衛生協議会の設置	労働安全衛生法(令和元年6月改正法律第37号)	1	1	1	32	15	15.安全衛生協議会の設置	労働安全衛生法(平成26年6月改正法律第82号)	改定年度を反映
1	1	1	32	16	16.安全優先	労働安全衛生法(令和元年6月改正法律第37号)	1	1	1	32	16	16.安全優先	労働安全衛生法(平成26年6月改正法律第82号)	改定年度を反映
1	1	1	35		事故報告書	受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに工事監督員に連絡するとともに、指示する期日までに、事故 発生 報告書を提出しなければならない。	1	1	1	35		事故報告書	受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに工事監督員に連絡するとともに、指示する期日までに、 工事 事故報告書を提出しなければならない。	語句の修正
1	1	1	36	6	6.排出ガス対策型建設機械	「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成29年5月法律第41号)」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程(平成24年3月23日付け国土交通省告示第318号)」、「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領(平成28年8月30日付け国総環リ施第6号)」、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」(令和3年2月改正経済産業省・国土交通省・環境省令第1号)」、「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領(平成28年8月30日付け国総環リ第6号)」	1	1	1	36	6	6.排出ガス対策型建設機械	「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成17年法律第51号)」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程(平成18年3月17日付け国土交通省告示第318号)」、「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領(平成18年3月17日付け国総施第215号)」、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」(平成18年3月28日経済産業省・国土交通省・環境省令第1号)」、「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領(平成18年3月17日付け国総施第215号)」	改定年度を反映
1	1	1	36	9	9.特定調達品目	「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(令和3年5月改正法律第36号)。」「グリーン購入法」という。)」	1	1	1	36	9	9.特定調達品目	「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成27年9月改正法律第66号)。」「グリーン購入法」という。)」	改定年度を反映
1	1	1	38	4	4.交通安全法令の遵守	道路標識、区画線及び道路標示に関する命令(令和5年3月改正 内閣府・国土交通省令第1号)	1	1	1	38	4	4.交通安全法令の遵守	道路標識、区画線及び道路標示に関する命令(平成26年5月26日改正 内閣府・国土交通省令第1号)	改定年度を反映
1	1	1	38	14	14.通行許可等	受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令(令和3年7月改正政令第198号)第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、 道路法第47条の2に基づく通行許可、または道路法第47条の10に基づく通行可能経路の回答 を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令(令和5年3月改正 政令第54号)第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは 道路交通法（令和5年5月改正 法律第19号）第57条に基づく許可 を得ていることを確認しなければならない。	1	1	1	38	14	14.通行許可	受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令(平成26年5月28日改正政令第424号)第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令(平成26年4月改正 政令第169号)第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは道路交通法(平成26年6月改正 法律第69号)第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。	改定年度を反映
1	1	1	40	1	(1) 会計法	(令和元年5月改正法律第16号)	1	1	1	40	1	(1) 会計法	(平成18年6月改正法律第53号)	改定年度を反映
1	1	1	40	1	(2) 建設業法	(令和3年5月改正法律第37号)	1	1	1	40	1	(2) 建設業法	(平成25年6月改正法律第69号)	改定年度を反映
1	1	1	40	1	(4) 労働基準法	(令和2年3月改正法律第14号)	1	1	1	40	1	(4) 労働基準法	(平成24年6月改正法律第42号)	改定年度を反映
1	1	1	40	1	(5) 労働安全衛生法	(令和元年6月改正法律第37号)	1	1	1	40	1	(5) 労働安全衛生法	(平成26年6月改正法律第82号)	改定年度を反映

土木工事共通仕様書新旧対照表

新条文（令和7年4月）							旧条文（平成28年7月）							
編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	新条文	編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	現行条文	改定理由
	1	1	1	40	1	(6) 作業環境測定法(令和元年6月改正法律第37号)	1	1	1	40	1	(6) 作業環境測定法(平成26年6月改正法律第82号)		改定年度を反映
	1	1	1	40	1	(7) じん肺法(平成30年7月改正法律第71号)	1	1	1	40	1	(7) じん肺法(平成26年6月改正法律第82号)		改定年度を反映
	1	1	1	40	1	(8) 雇用保険法(令和4年3月改正法律第12号)	1	1	1	40	1	(8) 雇用保険法(平成26年6月改正法律第69号)		改定年度を反映
	1	1	1	40	1	(9) 労働者災害補償保険法(令和2年6月改正法律第31号)	1	1	1	40	1	(9) 労働者災害補償保険法(平成26年6月改正法律第69号)		改定年度を反映
	1	1	1	40	1	(10) 健康保険法(令和5年5月改正法律第31号)	1	1	1	40	1	(10) 健康保険法(平成28年12月改正法律第114号)		改定年度を反映
	1	1	1	40	1	(11) 中小企業退職金共済法(令和2年6月改正法律第40号)	1	1	1	40	1	(11) 中小企業退職金共済法(平成26年6月改正法律第69号)		改定年度を反映
	1	1	1	40	1	(12) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律(令和4年3月改正法律第12号)	1	1	1	40	1	(12) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律(平成25年11月改正法律第86号)		改定年度を反映
	1	1	1	40	1	(13) 出入国管理及び難民認定法(令和4年12月改正法律第97号)	1	1	1	40	1	(13) 出入国管理及び難民認定法(平成26年6月改正法律第74号)		改定年度を反映
	1	1	1	40	1	(14) 道路法(令和3年3月改正法律第9号)	1	1	1	40	1	(14) 道路法(平成26年6月改正法律第72号)		改定年度を反映
	1	1	1	40	1	(15) 道路交通法(令和5年5月改正法律第19号)	1	1	1	40	1	(15) 道路交通法(平成26年6月改正法律第69号)		改定年度を反映
	1	1	1	40	1	(16) 道路運送法(令和5年4月改正法律第18号)	1	1	1	40	1	(16) 道路運送法(平成26年6月改正法律第106号)		改定年度を反映
	1	1	1	40	1	(17) 道路運送車両法(令和4年3月改正法律第4号)	1	1	1	40	1	(17) 道路運送車両法(平成26年6月改正法律第69号)		改定年度を反映
	1	1	1	40	1	(19) 地すべり等防止法(平成29年6月改正法律第45号)	1	1	1	40	1	(19) 地すべり等防止法(平成26年6月改正法律第69号)		改定年度を反映
	1	1	1	40	1	(20) 河川法(令和3年5月改正法律第31号)	1	1	1	40	1	(20) 河川法(平成26年6月改正法律第69号)		改定年度を反映
	1	1	1	40	1	(21) 海岸法(平成30年12月改正法律第95号)	1	1	1	40	1	(21) 海岸法(平成26年6月改正法律第69号)		改定年度を反映
	1	1	1	40	1	(22) 港湾法(令和4年11月改正法律第87号)	1	1	1	40	1	(22) 港湾法(平成26年6月改正法律第91号)		改定年度を反映
	1	1	1	40	1	(23) 港則法(令和3年6月改正法律第53号)	1	1	1	40	1	(23) 港則法(平成21年7月改正法律第69号)		改定年度を反映
	1	1	1	40	1	(24) 漁港漁場整備法(平成30年12月改正法律第95号)	1	1	1	40	1	(24) 漁港漁場整備法(平成26年6月改正法律第69号)		改定年度を反映
	1	1	1	40	1	(25) 下水道法(令和4年5月改正法律第44号)	1	1	1	40	1	(25) 下水道法(平成26年6月改正法律第69号)		改定年度を反映
	1	1	1	40	1	(26) 航空法(令和4年6月改正法律第62号)	1	1	1	40	1	(26) 航空法(平成26年6月改正法律第70号)		改定年度を反映
	1	1	1	40	1	(28) 軌道法(令和2年6月改正法律第41号)	1	1	1	40	1	(28) 軌道法(平成18年3月改正法律第19号)		改定年度を反映
	1	1	1	40	1	(29) 森林法(令和2年6月改正法律第41号)	1	1	1	40	1	(29) 森林法(平成26年6月改正法律第69号)		改定年度を反映
	1	1	1	40	1	(30) 環境基本法(令和3年5月改正法律第36号)	1	1	1	40	1	(30) 環境基本法(平成26年5月改正法律第46号)		改定年度を反映
	1	1	1	40	1	(31) 火薬類取締法(令和元年6月改正法律第37号)	1	1	1	40	1	(31) 火薬類取締法(平成26年6月改正法律第69号)		改定年度を反映
	1	1	1	40	1	(32) 大気汚染防止法(令和2年6月改正法律第39号)	1	1	1	40	1	(32) 大気汚染防止法(平成26年6月改正法律第72号)		改定年度を反映
	1	1	1	40	1	(34) 水質汚濁防止法(平成29年6月改正法律第45号)	1	1	1	40	1	(34) 水質汚濁防止法(平成25年6月改正法律第60号)		改定年度を反映
	1	1	1	40	1	(37) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(令和元年6月改正法律第37号)	1	1	1	40	1	(37) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(平成26年6月改正法律第69号)		改定年度を反映
	1	1	1	40	1	(38) 文化財保護法(令和3年4月改正法律第22号)	1	1	1	40	1	(38) 文化財保護法(平成26年6月改正法律第69号)		改定年度を反映
	1	1	1	40	1	(39) 砂利採取法(平成27年6月改正法律第50号)	1	1	1	40	1	(39) 砂利採取法(平成26年6月改正法律第69号)		改定年度を反映
	1	1	1	40	1	(40) 電気事業法(令和5年6月改正法律第44号)	1	1	1	40	1	(40) 電気事業法(平成26年6月改正法律第72号)		改定年度を反映
	1	1	1	40	1	(41) 消防法(令和5年6月改正法律第58号)	1	1	1	40	1	(41) 消防法(平成26年6月改正法律第69号)		改定年度を反映
	1	1	1	40	1	(42) 測量法(令和元年6月改正法律第37号)	1	1	1	40	1	(42) 測量法(平成23年6月改正法律第61号)		改定年度を反映
	1	1	1	40	1	(43) 建築基準法(令和5年6月改正法律第58号)	1	1	1	40	1	(43) 建築基準法(平成26年6月改正法律第92号)		改定年度を反映
	1	1	1	40	1	(44) 都市公園港湾工事安全施工指法(平成29年5月改正法律第26号)	1	1	1	40	1	(44) 都市公園港湾工事安全施工指法(平成26年6月改正法律第69号)		改定年度を反映
	1	1	1	40	1	(45) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(令和3年5月改正法律第37号)	1	1	1	40	1	(45) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成26年6月改正法律第55号)		改定年度を反映
	1	1	1	40	1	(46) 土壌汚染対策法(平成29年6月改正法律第45号)	1	1	1	40	1	(46) 土壌汚染対策法(平成26年6月改正法律第51号)		改定年度を反映
	1	1	1	40	1	(47) 駐車場法(平成29年5月改正法律第26号)	1	1	1	40	1	(47) 駐車場法(平成23年12月改正法律第122号)		改定年度を反映
	1	1	1	40	1	(48) 海上交通安全法(令和3年6月改正法律第53号)	1	1	1	40	1	(48) 海上交通安全法(平成21年7月改正法律第69号)		改定年度を反映
	1	1	1	40	1	(50) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(令和3年5月改正法律第3号)	1	1	1	40	1	(50) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(平成26年6月改正法律第69号)		改定年度を反映
	1	1	1	40	1	(51) 船員法(令和3年6月改正法律第75号)	1	1	1	40	1	(51) 船員法(平成26年6月改正法律第69号)		改定年度を反映
	1	1	1	40	1	(52) 船舶職員及び小型船舶操縦者法(平成30年6月改正法律第59号)	1	1	1	40	1	(52) 船舶職員及び小型船舶操縦者法(平成26年6月改正法律第69号)		改定年度を反映
	1	1	1	40	1	(53) 船舶安全法(令和3年5月改正法律第43号)	1	1	1	40	1	(53) 船舶安全法(平成26年6月改正法律第69号)		改定年度を反映
	1	1	1	40	1	(54) 自然環境保全法(平成31年4月改正法律第20号)	1	1	1	40	1	(54) 自然環境保全法(平成26年6月改正法律第69号)		改定年度を反映
	1	1	1	40	1	(55) 自然公園法(令和3年5月改正法律第29号)	1	1	1	40	1	(55) 自然公園法(平成26年6月改正法律第69号)		改定年度を反映
	1	1	1	40	1	(56) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(令和3年5月改正法律第37号)	1	1	1	40	1	(56) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成26年6月改正法律第55号)		改定年度を反映

土木工事共通仕様書新旧対照表

土木工事共通仕様書新旧対照表															
新条文（令和7年4月）										旧条文（平成28年7月）					
編	章	節	条	項	章節条項 （項目見出し）	新条文	編	章	節	条	項	章節条項 （項目見出し）	現行条文	改定理由	
	1	1	1	40	1	(57) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（令和3年5月改正法律第36号）	1	1	1	40	1	(57) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成15年7月改正法律第119号）		改定年度を反映	
	1	1	1	40	1	(59) 技術士法（令和元年6月改正法律第37号）	1	1	1	40	1	(59) 技術士法（平成26年6月改正法律第69号）		改定年度を反映	
	1	1	1	40	1	(60) 漁業法（令和3年5月改正法律第47号）	1	1	1	40	1	(60) 漁業法（平成26年6月改正法律第69号）		改定年度を反映	
	1	1	1	40	1	(61) 空港法（令和4年6月改正法律第62号）	1	1	1	40	1	(61) 空港法（平成25年11月改正法律第76号）		改定年度を反映	
	1	1	1	40	1	(63) 厚生年金保険法（令和5年6月改正法律第58号）	1	1	1	40	1	(63) 厚生年金保険法（令和3年6月改正法律第66号）		改定年度を反映	
	1	1	1	40	1	(64) 航路標識法（平成28年5月改正法律第42号）	1	1	1	40	1	(64) 航路標識法（平成16年6月改正法律第84号）		改定年度を反映	
	1	1	1	40	1	(65) 資源の有効な利用の促進に関する法律（令和4年5月改正法律第46号）	1	1	1	40	1	(65) 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成26年6月改正法律第69号）		改定年度を反映	
	1	1	1	40	1	(67) 職業安定法（令和4年3月改正法律第12号）	1	1	1	40	1	(67) 職業安定法（平成26年6月改正法律第67号）		改定年度を反映	
	1	1	1	40	1	(68) 所得税法（令和5年6月改正法律第44号）	1	1	1	40	1	(68) 所得税法（平成26年5月改正法律第91号）		改定年度を反映	
	1	1	1	40	1	(69) 水産資源保護法（平成30年12月改正法律第95号）	1	1	1	40	1	(69) 水産資源保護法（平成26年6月改正法律第69号）		改定年度を反映	
	1	1	1	40	1	(70) 船員保険法（令和5年5月改正法律第31号）	1	1	1	40	1	(70) 船員保険法（平成28年12月改正法律第114号）		改定年度を反映	
	1	1	1	40	1	(71) 著作権法（令和3年6月改正法律第52号）	1	1	1	40	1	(71) 著作権法（平成26年6月改正法律第69号）		改定年度を反映	
	1	1	1	40	1	(72) 電波法（令和4年12月改正法律第93号）	1	1	1	40	1	(72) 電波法（平成26年3月改正法律第69号）		改定年度を反映	
	1	1	1	40	1	(73) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（令和4年4月改正法律第32号）	1	1	1	40	1	(73) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（平成26年6月改正法律第69号）		改定年度を反映	
	1	1	1	40	1	(74) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（令和4年3月改正法律第12号）	1	1	1	40	1	(74) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（平成26年6月改正法律第69号）		改定年度を反映	
	1	1	1	40	1	(75) 農薬取締法（令和5年5月改正法律第36号）	1	1	1	40	1	(75) 農薬取締法（平成26年6月改正法律第69号）		改定年度を反映	
	1	1	1	40	1	(76) 毒物及び劇物取締法（令和5年5月改正法律第36号）	1	1	1	40	1	(76) 毒物及び劇物取締法（平成23年12月改正法律第122号）		改定年度を反映	
	1	1	1	40	1	(77) 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成29年5月改正法律第41号）	1	1	1	40	1	(77) 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成17年5月改正法律第51号）		改定年度を反映	
	1	1	1	40	1	(78) 公共工事の品質確保の促進に関する法律（令和元年6月改正法律第35号）	1	1	1	40	1	(78) 公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成26年6月改正法律第56号）		改定年度を反映	
	1	1	1	40	1	(79) 警備業法（令和元年6月改正法律第37号）	1	1	1	40	1	(79) 警備業法（平成23年6月改正法律第61号）		改定年度を反映	
	1	1	1	40	1	(80) 個人情報の保護に関する法律（令和5年11月改正法律第79号）	1	1	1	40	1	(80) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成26年6月改正法律第69号）		改定年度を反映	
	1	1	1	40	1	(81) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（令和5年6月改正法律第58号）	1	1	1	40	1	(81) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成26年6月改正法律第69号）		改定年度を反映	
	1	1	1	46	3	3.著作権法に規定される著作物 著作権法（令和3年6月改正法律第52号）第2条第1項第1号）	1	1	1	46	3	3.著作権法に規定される著作物 著作権法（平成22年12月3日改正法律第65号）第2条第1項第1号）		改定年度を反映	
	1	1	1	47	5	5.建設業退職金共済制度の履行 受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入し、その掛金収納書（発注者用）を工事請負契約締結後原則1ヶ月以内（電子申請方式による場合にあっては、工事請負契約締結後原則40日以内）に、発注者に提出しなければならない。 また、工事完成後、速やかに掛金充当実績総括表を作成し、工事監督員に提示しなければならない。	1	1	1	47	5	5.掛金収納書の提出 受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入し、その掛金収納書（発注者用）を工事請負契約締結後原則1ヶ月以内に、発注者に提出しなければならない。		運用変更を反映	
	1	1	1	49	0	石綿使用の有無 受注者は、建築物・工作物等の解体・改修工事を行う際、石綿（アスベスト）の使用の有無の「事前調査」を行わなければならない。石綿障害予防規則に基づく一定規模以上の工事には「事前調査結果の報告」を所轄労働基準監督局に届出を行わなければならない。また、大気汚染防止法に基づき、特定粉じん発生施設を設置しようとするときは、都道府県知事に届出を行わなければならない。								制度改定を反映	
	1	2	1	1	0	1.適用工種 本章は、河川土工、海岸土工、砂防土工、道路土工その他これらに類する工種について適用する。	1	2	1	1	0	1.適用工種 本章は、河川土工、海岸土工、砂防土工、道路土工、港湾土工、空港土工その他これらに類する工種について適用する。			

土木工事共通仕様書新旧対照表

新条文（令和7年4月）							旧条文（平成28年7月）							
編 章 節 条 項					章節条項 (項目見出し)	新条文	編 章 節 条 項					章節条項 (項目見出し)	現行条文	改定理由
1	2	3	2	6	6.残土運搬時の注意	受注者は、掘削工により発生する残土を受入れ地へ運搬する場合には、沿道住民及び道路利用者に迷惑がかけないように努めなければならない。	1	2	3	2	6	6.残土運搬時の注意	受注者は、掘削工により発生する残土を受入れ地へ運搬する場合には、沿道住民に迷惑がかけないように努めなければならない。	誤植
1	2	3	3	4	4.狭隘箇所等の締固め	受注者は、構造物の隣接箇所や狭い箇所の盛土工について、タンバ・振動ローラ等の小型締固め機械により、仕上がり厚を20cm以下で入念に締固めなければならない。	1	2	3	3	4	4.狭隘箇所等の締固め	受注者は、構造物の隣接箇所や狭い箇所の盛土工について、タンバ・振動ローラ等の小型締固め機械により、締固めなければならない。	誤植
1	2	3	3	11	11.採取土及び購入土運搬時の注意	受注者は、採取土盛土及び購入土盛土の施工にあたって、採取土及び購入土を運搬する場合には沿道住民及び道路利用者に迷惑がかけないように努めなければならない。	1	2	3	3	11	11.採取土及び購入土運搬時の注意	受注者は、採取土盛土及び購入土盛土の施工にあたって、採取土及び購入土を運搬する場合には沿道住民に迷惑がかけないように努めなければならない。	誤植
1	2	3	7	2	2.残土運搬時の注意	残土を受入れ地へ運搬する場合には、沿道住民及び道路利用者に迷惑がかけないように努めなければならない。	1	2	3	7	2	2.残土運搬時の注意	残土を受入れ地へ運搬する場合には、沿道住民に迷惑がかけないように努めなければならない。	誤植
1	2	4	1	3	3.構造物取付け部	道路橋示方書・同解説（IV 下部構造編） 7.9 橋台背面アプローチ部」（日本道路協会 平成29年11月）	1	2	4	1	3	3.構造物取付け部	道路橋示方書・同解説（IV 下部構造編） 8.9 橋台背面アプローチ部」（日本道路協会 平成24年3月）	改定年度を反映
1	2	4	1	15	表2－3	盛土高1mを越える場合－古根株－伐根除去	1	2	4	1	15	表2－3	盛土高1mを越える場合－古根株－根元で切りとる	道路土工盛土工指針 5-2基礎地盤の処理との整合
1	2	4	3	9	9.狭隘箇所等の締固め	受注者は、構造物の隣接箇所や狭い箇所の路体盛土工の施工については、タンバ、振動ローラ等の小型締固め機械により、仕上がり厚を20cm以下で入念に締固めなければならない。	1	2	4	3	9	9.狭隘箇所等の締固め	受注者は、構造物の隣接箇所や狭い箇所の路体盛土工の施工については、タンバ、振動ローラ等の小型締固め機械により、締固めなければならない。	
1	2	4	3	14	14.採取土及び購入土運搬時の注意	受注者は採取土盛土及び購入土盛土の施工にあたって、採取土及び購入土を運搬する場合には沿道住民及び道路利用者に迷惑がかけないように努めなければならない。	1	2	4	3	14	14.採取土及び購入土運搬時の注意	受注者は採取土盛土及び購入土盛土の施工にあたって、採取土及び購入土を運搬する場合には沿道住民に迷惑がかけないように努めなければならない。	誤植
1	2	4	4	7	7.狭隘箇所等の締固め	受注者は、構造物の隣接箇所や狭い箇所の路床盛土の施工については、タンバ、振動ローラ等の小型締固め機械により、仕上がり厚を20cm以下で入念に締固めなければならない。	1	2	4	4	7	7.狭隘箇所等の締固め	受注者は、構造物の隣接箇所や狭い箇所の路床盛土の施工については、タンバ、振動ローラ等の小型締固め機械により、締固めなければならない。	
1	2	4	4	16	16.採取土及び購入土を運搬の注意	受注者は、採取土盛土及び購入土盛土の施工にあたって、採取土及び購入土を運搬する場合には沿道住民及び道路利用者に迷惑がかけないように努めなければならない。	1	2	4	4	16	16.採取土及び購入土を運搬の注意	受注者は、採取土盛土及び購入土盛土の施工にあたって、採取土及び購入土を運搬する場合には沿道住民に迷惑がかけないように努めなければならない。	誤植
1	3	1		3	3.適用規定(2)	「土木学会 コンクリート標準示方書(施工編) [2023年制定] (施工編)」(土木学会、2023年9月)	1	3	1		3	3.適用規定(2)	「コンクリート標準示方書(施工編)」(土木学会、平成25年3月)	改定年度を反映
1	3	1		4	4.アルカリシリカ反応抑制対策	アルカリシリカ反応抑制対策の適合を確かめなければならない。	1	3	1		4	4.アルカリ骨材反応抑制対策	アルカリ骨材反応抑制対策の適合を確かめなければならない。	諸基準類の改定に伴う修正
1	3	2		1	1.適用規定	土木学会 コンクリート標準示方書(施工編) [2023年制定] (2023年9月)	1	3	2		1	1.適用規定	土木学会 コンクリート標準示方書(施工編) (平成25年3月)	改定年度を反映
1	3	2		1	1.適用規定	土木学会 コンクリート標準示方書(設計編) [2023年制定] (2023年9月)	1	3	2		1	1.適用規定	土木学会 コンクリート標準示方書(設計編) (平成25年3月)	改定年度を反映
1	3	2		1	1.適用規定	土木学会 コンクリートのポンプ施工指針 [2012年版] (平成24年6月)	1	3	2		1	1.適用規定	土木学会 コンクリートのポンプ施工指針 (平成24年6月)	改定年度を反映
1	3	2		1	1.適用規定	土木学会 鉄筋定着・継手指針 [2020年版] (令和2年3月)	1	3	2		1	1.適用規定	土木学会 鉄筋定着・継手指針 (平成19年8月)	改定年度を反映
1	3	2		1	1.適用規定	公益社団法人日本鉄筋継手協会 鉄筋継手工事標準仕様書 ガス圧接継手工事 (平成29年8月)	1	3	2		1	1.適用規定	公益社団法人日本鉄筋継手協会 鉄筋継手工事標準仕様書 ガス圧接継手工事 (平成21年9月)	改定年度を反映
1	3	2		1	1.適用規定	機械式鉄筋定着工法技術検討委員会 機械式鉄筋定着工法の配筋設計ガイドライン (平成28年7月)	1	3	2		1	1.適用規定		新規追加
1	3	2		1	1.適用規定	流動性を高めたコンクリートの活用検討委員会 流動性を高めた現場打ちコンクリートの活用に関するガイドライン (平成29年3月)	1	3	2		1	1.適用規定		新規追加
1	3	2		1	1.適用規定	機械式鉄筋継手工法技術検討委員会 現場打ちコンクリート構造物に適用する機械式鉄筋継手工法ガイドライン (平成29年3月)	1	3	2		1	1.適用規定		新規追加
1	3	2		1	1.適用規定	橋梁等のプレキャスト化及び標準化による生産性向上検討委員会 コンクリート構造物における埋設型枠・プレハブ鉄筋に関するガイドライン (平成30年6月)	1	3	2		1	1.適用規定		新規追加
1	3	2		1	1.適用規定	橋梁等のプレキャスト化及び標準化による生産性向上検討委員会 コンクリート橋のプレキャスト化ガイドライン (平成30年6月)	1	3	2		1	1.適用規定		新規追加

土木工事共通仕様書新旧対照表

新条文（令和7年4月）							旧条文（平成28年7月）							
編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	新条文	編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	現行条文	改定理由
1	3	2		1	1.適用規定	道路プレキャストコンクリート工技術委員会ガイドライン検討小委員会 プレキャストコンクリート構造物に適用する機械式鉄筋継手工法ガイドライン（平成31年1月）	1	3	2		1	1.適用規定		新規追加
1	3	2		3	3.塩分の浸透防止	アルカリシリカ反応による損傷が構造物の品質・性能に重大な影響を及ぼす	1	3	2		3	3.塩分の浸透防止	アルカリ骨材反応による損傷が構造物の品質・性能に重大な影響を及ぼす	諸基準類の改定に伴う修正
	3	3	2	1	(1)	JISマーク表示認証製品を製造している工場（産業標準化法（令和4年6月改正法律第68号））	1	3	3	2	1	(1)	JISマーク表示認証製品を製造している工場（工業標準化法の一部を改正する法律（平成16年6月9日公布法律第95号））	改定年度を反映
1	3	3	2	1	(2)	JISマーク表示認証製品を製造している工場（産業標準化法（平成30年5月改正法律第33号））	1	3	3	2	1	(2)	JISマーク表示認証製品を製造している工場（工業標準化法の一部を改正する法律（平成30年5月9日公布法律第95号））	改定年度を反映
1	3	3	3	1	1.一般事項	作業に適するワーカビリティが得られる範囲内で	1	3	3	3	1	1.一般事項	作業に適するワーカビリティをもつ範囲内で	表現の修正
1	3	5	4	1	(1)	各材料の計量方法及び計量装置は、工事に適し、かつ、各材料を規定の計量値の許容差内で計量できるものでなければならない。なお、受注者は、各材料の計量方法及び計量装置について、施工計画書へ記載しなければならない。また、練混ぜに用いた各材料の計量値を記録しておかなければならない。	1	3	5	4	1	(1)	各材料の計量方法及び計量装置は、工事に適し、かつ、各材料を規定の計量誤差内で計量できるものでなければならない。なお、受注者は、各材料の計量方法及び計量装置について、施工計画書へ記載しなければならない。	諸基準類の改定に伴う修正
1	3	5	4	2	(3)	計量値の許容差は、1回計量分に対し、「表3－2計量値の許容誤差」の値以下とする。	1	3	5	4	2	(3)	計量誤差は、1回計量分に対し、「表3－2計量の許容誤差」の値以下とする。	諸基準類の改定に伴う修正
1	3	5	4	2	(4)	連続ミキサーを使用する場合、各材料は容積計量してよいものとする。その計量値の許容差は、ミキサーの容量によって定められる規定の時間当たりの計量分を質量に換算して、「表3－2計量値の許容誤差」の値以下とする。	1	3	5	4	2	(4)	連続ミキサーを使用する場合、各材料は容積計量してよいものとする。その計量誤差は、ミキサーの容量によって定められる規定の時間当たりの計量分を質量に換算して、「表3－2計量の許容誤差」の値以下とする。	諸基準類の改定に伴う修正
1	3	5	4	2		表3－2 計量値の許容差	1	3	5	4	2		表3－2 計量の許容誤差	諸基準類の改定に伴う修正
1	3	5	4	2	(6)	受注者は、各材料を、一パッチ分ずつ質量で計量しなければならない。ただし、水及び混和剤溶液については、表3－2に示した許容差内である場合には、体積で計量してもよいものとする。なお、一パッチの量は、工事の種類、コンクリートの打込み量、練りませ設備、運搬方法等を考慮して定めなければならない。	1	3	5	4	2	(6)	受注者は、各材料を、一パッチ練り分ずつ質量で計量しなければならない。ただし、水及び混和剤溶液については、表3－2に示した許容差内である場合には、容積で計量してもよいものとする。なお、一パッチ練りの量は、工事の種類、コンクリートの打込み量、練りませ設備、運搬方法等を考慮して定めなければならない。	諸基準類の改定に伴う修正
1	3	5	4	3	(2)	受注者は、ミキサーの練混ぜ試験を、JIS A 8603－2（コンクリートミキサー第2部：練混ぜ性能試験方法）及びJSCE-I 502-2013「連続ミキサの練混ぜ性能試験方法」により行わなければならない。	1	3	5	4	3	(2)	受注者は、ミキサーの練混ぜ試験を、JIS A 8603－2（練混ぜ性能試験方法）及び土木学会規準「連続ミキサの練混ぜ性能試験方法」により行わなければならない。	表記の追加
1	3	6	4	5	5.コンクリートポンプ使用時の注	コンクリートのポンプ施工指針[2012年版]5章圧送	1	3	6	4	5	5.コンクリートポンプ使用時の注	コンクリートのポンプ施工指針(案)5章圧送	諸基準類の改定に伴う修正
1	3	6	4	12	12.打設計画書	シュート、ポンプ配管、バケット、ホッパー等の吐出口と打込み面までの自由落下高さは1.5m以下とするものとする。	1	3	6	4	12	12.打設計画書	シュート、ポンプ配管、バケット、ホッパー等の吐出口と打込み面までの高さは1.5m以下とするものとする。	諸基準類の改定に伴う修正
							1	3	6	4	16	16.不要となったスパーサの除去	受注者は、コンクリートの打上りに伴い、不要となったスパーサを可能な限り取り除かなければならない。	実態に合わせ削除
1	3	6	5	2	2.締固め方法	受注者は、コンクリートが鋼材の周囲及び型枠のすみずみに行き渡るように打設し、速やかにコンクリートを十分締め固めなければならない。	1	3	6	5	2	2.締固め方法	受注者は、コンクリートが鉄筋の周囲及び型枠のすみずみに行き渡るように打設し、速やかにコンクリートを十分締め固めなければならない。	諸基準類の改定に伴う修正
1	3	6	5	4	4.狭隘・過密鉄筋箇所における締固め	狭隘・過密鉄筋箇所における締固めを確実に実施するため、その鉄筋径・ピッチを踏まえたバイブレータを用いるものとし、その締固め方法（使用器具や施工方法）を施工前に施工計画書に記載しなければならない。								条文の追加

土木工事共通仕様書新旧対照表

新条文（令和7年4月）							旧条文（平成28年7月）								
編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	新条文	編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	現行条文	改定理由	
	1	3	6	6	2	2.沈下、ひび割れの防止	再振動にあたっては、その時期をあらかじめ定めるなどコンクリートの品質の低下を招かないように適切な時期に行われなければならない。	1	3	6	6	2	2.沈下、ひび割れの防止	再振動にあたっては、その時期をあらかじめ定めるなどコンクリートの品質の低下を招かないように注意して行われなければならない。	諸基準類の改定に伴う修正
	1	3	6	7	1	1.一般事項	打継目の位置及び構造は、図面の定めによるものとする。ただし、受注者は、やむを得ず図面で定められていない場所に打継目を設ける場合、構造物の性能を損なわないように、その位置、方向及び施工方法を定め、工事監督員と協議しなければならない。	1	3	6	7	1	1.一般事項	打継目の位置及び構造は、図面の定めによるものとする。ただし、受注者は、やむを得ず図面で定められていない場所に打継目を設ける場合、構造物の強度、耐久性、水密性及び外観を害しないように、その位置、方向及び施工方法を定め、工事監督員と協議しなければならない。	諸基準類の改定に伴う修正
	1	3	6	7	2	2.打継目を設ける位置	受注者は、打継目を設ける場合には、せん断力の小さい位置に設け、PC鋼材定着部背面等の常時引張応力が作用する断面を避け、打継面を部材に圧縮力が作用する方向と直角になるよう施工することを原則とする。	1	3	6	7	2	2.打継目を設ける位置	受注者は、打継目を設ける場合には、せん断力の小さい位置に設け、打継面を部材の圧縮力の作用する方向と直角になるよう施工しなければならない。	諸基準類の改定に伴う修正
	1	3	6	7	3	3.打継目を設ける場合の注意	受注者は、やむを得ずせん断力の大きい位置に打継目を設ける場合には、打継目に、ほぞ、または溝の凹凸によるせん断キーで抵抗する方法や、差し筋等の鉄筋によって打継目を補強する方法等の対策を講ずることとする。また、これらの対策は、所要の性能を満足することを照査した上で実施する。	1	3	6	7	3	3.打継目を設ける場合の注意	受注者は、やむを得ずせん断力の大きい位置に打継目を設ける場合には、打継目に、ほぞ、または溝を造るか、鋼材を配置して、これを補強しなければならない。	諸基準類の改定に伴う修正
	1	3	6	7	8	8.伸縮目地	伸縮目地の材質、厚、間隔は設計図書によるものとするが、特に定めのない場合は瀝青系目地材料厚は1cm、施工間隔10m程度とする。	1	3	6	7	8	8.伸縮継目	伸縮継目の目地の材質、厚、間隔は設計図書によるものとするが、特に定めのない場合は瀝青系目地材料厚は1cm、施工間隔10m程度とする。	諸基準類の改定に伴う修正
	1	3	6	9	1	1.一般事項	受注者はコンクリートの打込み後の一定期間を、硬化に必要な温度および湿潤状態に保ち、有害な作用の影響を受けないように、その部位に応じた適切な方法により養生しなければならない。	1	3	6	9	1	1.一般事項	受注者はコンクリートの打込み後の一定期間を、硬化に必要な温度および湿潤状態に保ち、有害な作用の影響を受けないように、養生しなければならない。	諸基準類の改定に伴う修正
	1	3	6	9	2	2.湿潤状態の保持	受注者は、打ち込み後のコンクリートをその部位に応じた適切な養生方法により、一定期間十分な湿潤状態に保たなければならない。養生期間は、使用するセメントの種類や養生期間中の環境温度等に応じて、施工実績、信頼できるデータ、あるいは試験等により定めるものとする。通常のコンクリート工事におけるコンクリートの湿潤養生期間は表3－3を目安とする。	1	3	6	9	2	2.湿潤状態の保持	受注者は、コンクリートの表面を荒らさないで作業ができる程度に硬化した後に、露出面を一定期間、十分な湿潤状態に保たなければならない。養生期間方法の選定にあたっては、その効果確かめ、適切に湿潤養生期間を定めなければならない。ただし、通常のコンクリート工事におけるコンクリートの湿潤養生期間は表3－3を標準とする。	諸基準類の改定に伴う修正
	1	3	6	9	2		表3－3 コンクリートの湿潤養生期間の目安	1	3	6	9	2		表3－3 コンクリートの標準養生期間	諸基準類の改定に伴う修正
	1	3	7	3	3	3.鉄筋の曲げ半径	「コンクリート標準示方書(設計編)〔2023年制定〕本編第13章鉄筋コンクリートの前提、標準7編第2章鉄筋コンクリートの前提」(土木学会、2023年3月)	1	3	7	3	3	3.鉄筋の曲げ半径	「コンクリート標準示方書(設計編)本編第13章鉄筋コンクリートの前提、標準7編第2章鉄筋コンクリートの前提」(土木学会、平成25年3月)	改定年度を反映
	1	3	7	4	2	2.配筋・組立て	受注者は、配筋・組立てにおいて、以下によらなければならない。	1	3	7	4	2	2.配筋・組立	受注者は、図面に定めた位置に、鉄筋を配置し、コンクリート打設中に動かないよう十分堅固に組み立てなければならない。なお、必要に応じて図面に示されたもの以外の組立用鉄筋等を使用するものとする。受注者は、鉄筋の交点の要所を、直径0.8mm以上のなまし鉄線、またはクリップ等で緊結し、鉄筋が移動しないようにしなければならない。また、設計図書に特別な組立用架台等が指定されている場合は、それに従うものとする。	諸基準類の改定に伴う修正
	1	3	7	4	2	(1)	受注者は図面に定めた位置に、鉄筋を配置し、コンクリート打設中に動かないよう十分堅固に組み立てなければならない。なお、必要に応じて図面に示されたもの以外の組立用鉄筋等を使用するものとする。	1	3	7	4	2			諸基準類の改定に伴う修正
	1	3	7	4	2	(2)	受注者は、鉄筋の交点の要所を、直径0.8mm以上のなまし鉄線、またはクリップ等で鉄筋が移動しないように緊結し、使用した焼なまし鉄線、クリップ等はかぶり内に残してはならない。また、設計図書に特別な組立用架台等が指定されている場合は、それに従うものとする。	1	3	7	4	2			諸基準類の改定に伴う修正
	1	3	7	4	2	(3)	受注者は、鉄筋の配筋において、施工段階で必要となる形状保持や施工中の安全対策等を目的として、組立て鉄筋、段取り鉄筋等の鉄筋やアングル等の仮設物を配置するが、これらをやむを得ず構造物本体に存置する場合、これらの仮設物において、設計の前提が成立することを確認しなければならない。	1	3	7	4	2			新規追加

土木工事共通仕様書新旧対照表

新条文（令和7年4月）										旧条文（平成28年7月）									
編 章 節 条 項					章節条項 (項目見出し)	新条文	編 章 節 条 項					章節条項 (項目見出し)	現行条文	改定理由					
1	3	7	5	2	2.重ね継手	受注者は、鉄筋の重ね継手を行う場合は、設計図書に示す長さを重ね合わせて、直径0.8mm以上の焼なまし鉄線で数ヶ所緊結しなければならない。 なお、エポキシ系樹脂塗装鉄筋の重ね継手長さは、「エポキシ樹脂塗装鉄筋を用いる鉄筋コンクリートの設計施工指針【改訂版】」(土木学会、平成15年11月)により、コンクリートの付着強度を無塗装鉄筋の85%として求めてよい。	1	3	7	5	2	2.重ね継手	受注者は、鉄筋の重ね継手を行う場合は、設計図書に示す長さを重ね合わせて、直径0.8mm以上のなまし鉄線で数ヶ所緊結しなければならない。 なお、エポキシ系樹脂塗装鉄筋の重ね継手長さは、「エポキシ樹脂塗装鉄筋を用いる鉄筋コンクリートの設計施工指針【改訂版】」(H15.11土木学会)により、コンクリートの付着強度を無塗装鉄筋の85%として求めてよい。	表記の統一					
1	3	7	5	3	3.継手位置	受注者は、原則、継手を同一断面に集めてはならない。また、受注者は、継手を同一断面に集めないため、継手位置を軸方向に互いにずらす距離は、継手の長さに鉄筋直径の25倍を加えた長さ以上としなければならない。継手が同一断面となる場合は、継手が確実に施工でき、継手付近のコンクリートが確実に充填され、継手としての性能が発揮されるとともに、構造物や部材に求められる性能を満たしていることを確認しなければならない。	1	3	7	5	3	3.継手位置の相互ずらし	受注者は、設計図書に明示した場合を除き、継手を同一断面に集めてはならない。また、受注者は、継手を同一断面に集めないため、継手位置を軸方向に相互にずらす距離は、継手の長さに鉄筋直径の25倍を加えた長さ以上としなければならない。	諸基準類の改定に伴う修正					
1	3	7	5	5	5.継ぎ足し鉄筋の保護	受注者は、将来の継ぎ足しのために構造物から鉄筋を露出しておく場合には、損傷、腐食等からこれを保護しなければならない。	1	3	7	5	5	5.継ぎたし鉄筋の保護	受注者は、将来の継ぎたしのために構造物から鉄筋を露出しておく場合には、損傷、腐食等をうけないようにこれを保護しなければならない。	諸基準類の改定に伴う修正					
1	3	7	5	8	8.機械式鉄筋継手									新規追加					
1	3	7	5	8	(1)	機械式鉄筋継手工法を採用する場合は、「現場打ちコンクリート構造物に適用する機械式鉄筋継手工法ガイドライン（平成29年3月）」に基づき実施するものとする。受注者は、施工する工法について必要な性能に関し、公的機関等（所定の試験、評価が可能な大学や自治体、民間の試験機関を含む）による技術的な確認を受け交付された証明書等の写しを工事監督員の承諾を得なければならない。また、機械式鉄筋継手の施工については、以下の各号の規定によるものとする。								新規追加					
1	3	7	5	8	(1)ー①	使用する工法に応じた施工要領を施工計画書に記載し、施工を行わなければならない。								新規追加					
1	3	7	5	8	(1)ー②	機械式鉄筋継手工法の品質管理は、使用する工法に応じた確認項目や頻度、方法、合否判定基準等を施工計画書に明示した上で、施工管理や検査時においては、これに従って確認を行わなければならない。また、機械式鉄筋継手工法の信頼度は、土木学会鉄筋定着・継手指針[2020年制定](令和2年3月 土木学会)の信頼度Ⅱ種を基本とするが、設計時にⅠ種を適用している場合は、設計時の信頼度に従って施工管理を行わなければならない。								新規追加					
					(2)	設計時に機械式鉄筋継手工法が適用されていない継手において、機械式鉄筋継手工法を適用する場合は、別途、工事監督員と協議し、設計で要求した性能を満足していることや性能を確保するために必要な継手等級を三者会議等を利用し、設計者に確認した上で適用すること。								新規追加					
1	3	7	6	4	4.圧接面の清掃	受注者は、圧接しようとする鉄筋の両端部は、(公社)日本鉄筋継手協会によって認定された鉄筋冷間直角切断機を使用して切断しなければならない。自動ガス圧接の場合、チップソーをあわせて使用するものとする。ただし、すでに直角かつ平滑である場合や鉄筋冷間直角切断機により切断した端面の汚損等を取り除く場合は、ディスクグラインダで端面を研削するとともに、さび、油脂、塗料、セメントペースト、その他の有害な付着物を完全に除去しなければならない。	1	3	7	6	4	4.圧接面の清掃	受注者は、圧接面を圧接作業前にグラインダー等でその端面が直角で平滑となるように仕上げるとともに、さび、油、塗料、セメントペースト、その他の有害な付着物を完全に除去しなければならない。	諸基準類の改定に伴う修正					

土木工事共通仕様書新旧対照表

新条文（令和7年4月）							旧条文（平成28年7月）							
編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	新条文	編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	現行条文	改定理由
1	3	7	6	6	6.悪天候時の作業禁止	受注者は、降雪雨又は、強風等の時は作業をしてはならない。ただし、作業が可能なように、 防風対策を施して適切な作業ができることが確認された場合は作業を行うことができる。	1	3	7	6	6	6.悪天候時の作業禁止	受注者は、降雪雨又は、強風等の時は作業をしてはならない。ただし、作業が可能なように、 遮へいした場合は作業を行うことができる。	諸基準類の改定に伴う修正
1	3	9	2	3	3.打設時のコンクリート温度	打設時のコンクリート温度の上限は、 所定の品質を確保できる場合は38℃とし、それ以外の場合は35℃とする。	1	3	9	2	3	3.打設時のコンクリート温度	打設時のコンクリート温度は、 35℃以下を標準とする。コンクリート温度がこの上限値を超える場合には、コンクリートが所要の品質を確保できることを確かめなければならない。	諸基準類の改定に伴う修正
1	3	10	2	1	(1)	受注者は、凍結しているか、又は氷雪の混入している骨材を用いてはならない。	1	3	10	2	1	(1)	受注者は、凍結しているか、又は氷雪の混入している骨材を そのまま 用いてはならない。	諸基準類の改定に伴う修正
1	3	10	3	5	5.養生温度	受注者は、養生温度を5℃以上に保たなければならない。また、養生期間については、表3－4の値以上とするのを標準とする。	1	3	10	3	5	5.養生中のコンクリート温度	受注者は、養生中の コンクリート の温度を5℃以上に保たなければならない。また、養生期間については、表3－4の値以上とするのを標準とする。	コンクリート標準示方書と用語を統一。
1	3	10	3	5		表3－4 寒中コンクリートの 温度制御 養生期間	1	3	10	3	5		表3－4 寒中コンクリートの養生期間	諸基準類の改定に伴う修正
1	3	11	2	5	5.型枠による対策	受注者は、温度ひび割れに制御が適切に行えるよう、 実際の施工条件に基づく温度ひび割れの照査時に想定した 型枠の材料及び構造を選定するとともに、型枠を適切な期間存置しなければならない。	1	3	11	2	5	5.型枠による対策	受注者は、温度ひび割れに制御が適切に行えるよう、型枠の材料及び構造を選定するとともに、型枠を適切な期間存置しなければならない。	諸基準類の改定に伴う修正
1	3	12	2	7	7.水中コンクリートの打設方法	受注者は、ケーシング(コンクリートポンプとケーシングの併用方式)、トレミー、コンクリートポンプ または底開き箱や底開き袋 を使用してコンクリートを打設 するものとする 。これにより難い場合は、代替工法について工事監督員と協議しなければならない。	1	3	12	2	7	7.水中コンクリートの打設方法	受注者は、ケーシング(コンクリートポンプとケーシングの併用方式)、トレミー または 、コンクリートポンプを使用してコンクリートを打設 しなければならない 。これにより難い場合は、代替工法について工事監督員と協議しなければならない。	諸基準類の改定に伴う修正
1	3	12	2	9	(1)	受注者は、トレミーを水密でコンクリートが自由 移動 できる大きさとし、打設中は 先端を既に打ち込まれた コンクリート中に 挿入しておき 、水平移動してはならない。	1	3	12	2	9	(1)	受注者は、トレミーを水密でコンクリートが自由 落下 にできる大きさとし、打設中は 常に コンクリートで 満たさなければならない 。また、打設中に トレミー を水平移動してはならない。	諸基準類の改定に伴う修正
1	3	12	3	1	1.一般事項	受注者は、海水の作用、 波浪や海水飛沫の影響を受ける構造物に使用されるコンクリートは、海洋コンクリートとして、設計耐用期間を通じてコンクリート自体の劣化や鋼材の腐食等によって、所要に性能が損なわれないように施工 しなければならない。	1	3	12	3	1	1.一般事項	受注者は、海水の作用を受けるコンクリートの 施工にあたり、品質が確保できるように、打込み、締固め、養生などを行わなければならない 。	諸基準類の改定に伴う修正
1	3	12	3	2	2.水平打継目の設置位置	受注者は、設計図書に示す最高潮位から上 600mm 及び最低潮位から下 600mm の間のコンクリートに水平打継目を設けてはならない。	1	3	12	3	2	2.水平打継目の設置位置	受注者は、設計図書に示す最高潮位から上 60cm 及び最低潮位から下 60cm の間のコンクリートに水平打継目を設けてはならない。	諸基準類の改定に伴う修正
1	3	13	3	3	(1)	受注者は、各材料を1バッチ分ずつ質量計量しなければならない。ただし、水及び混和剤溶液は 第1編3-5-4材料の計量及び練混ぜ、表3-2計量値の許容差に示した許容差内である場合には、体積で計量してもよいものとする。	1	3	13	3	3	(1)	受注者は、各材料を1バッチ分ずつ質量計量しなければならない。ただし、水及び混和剤溶液は 容積 計量してもよいものとする。	諸基準類の改定に伴う修正
1	3	13	3	3	(2)	計量 値 の許容差は、1バッチ計量分に対し、「表3－5計量 値 の許容誤差(水中不分離性コンクリート)」の値以下とするものとする。	1	3	13	3	3	(2)	計量 誤差 は、1バッチ計量分に対し、「表3－5計量の許容誤差(水中不分離性コンクリート)」の値以下とするものとする。	諸基準類の改定に伴う修正
1	3	13	3	3		表3－5 計量 値 の許容誤差(水中不分離性コンクリート)	1	3	13	3	3		表3－5 計量の許容誤差(水中不分離性コンクリート)	諸基準類の改定に伴う修正
1	3	13	4	3	(6)	受注者は、コンクリートを静水中で水中落下高さ50cm以下で打ち込まなければならない。 やむを得ず、流水中や水中落下高さが50cmを超える状態での打込みを行う場合には、所要の品質を満足するコンクリートが得られることを確認するとともに、設計図書に関して工事監督員と協議しなければならない。	1	3	13	4	3	(6)	受注者は、コンクリートを静水中で水中落下高さ50cm以下で打ち込まなければならない。	諸基準類の改定に伴う修正
1	4	2				土木学会 鉄筋定着・継手指針【2007年版】	1	4	2				土木学会 鉄筋定着・継手指針【2007年版】 (平成21年9月)	改定年度を反映
1	4	3	2	1		JISマーク表示認証工場 (産業標準化法(令和4年6月改正法律68号))	1	4	3	2	1		JISマーク表示認証工場 (改正工業標準化法(平成16年6月9日公布))	改定年度を反映

土木工事共通仕様書新旧対照表

新条文（令和7年4月）							旧条文（平成28年7月）							
編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	新条文	編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	現行条文	改定理由
1	4	5	2	3		受注者は、ごみ、泥、その他の異物が混入しないよう、かつ、大小粒が分離しないように、排水設備の整った貯蔵施設に骨材を貯蔵しなければならない。	1	4	5	2	3		受注者は、ごみ、泥、その他の異物が混入しないよう、かつ、大小粒が分離しないように、排水設備の整った貯蔵施設に骨材を貯蔵しなければならない。 コンクリートの配合については、第1編3－3－3配合の規定による。	諸基準類の改定に伴う修正
1	4	5	3	2		(5)材料の計量値は、自動記録装置により記録しなければならない。								新規追加
2	1	2	4	0	4.見本・品質証明資料	JISマーク表示品 及び工事材料事前承諾で承諾された材料 については資料の提出は省略できる。	2	1	2	4	0	4.見本・品質証明資料	JISマーク表示品 については、JISマーク表示状態の確認とし見本または品質を証明する 資料の提出は省略できる。	材料事前承諾の取扱
2	2	3	1	1		JIS A 5308(レディーミクストコンクリート)附属書JA(レディーミクストコンクリート用骨材)	2	2	3	1	1		JIS A 5308(レディーミクストコンクリート)附属書JA(レディーミクストコンクリート用骨材)	JIS名称変更に伴う修正
2	2	3	1	1		JIS A 5011－5(コンクリート用スラグ骨材－第5部：石炭ガス化スラグ骨								新規追加
2	2	3	3	5	5.鉄鋼スラグの規格(路盤材)	表2－9 鉄鋼スラグの規格	2	2	3	3	5	5.鉄鋼スラグの規格(路盤材)	表2－9 鉄鋼スラグの規格	諸基準類の改定に伴う修正(図表)
2	2	3	6	1		表2－15 舗装用石油アスファルトの規格	2	2	3	6	1		表2－15 舗装用石油アスファルトの規格	諸基準類の改定に伴う修正(図表)
2	2	5	7		溶接材料	JIS Z 3352(サブマージアーク溶接 及びエレクトロスラグ溶接 用フラックス)	2	2	5	7		溶接材料	JIS Z 3352(サブマージアーク溶接用フラックス)	JIS名称変更に伴う修正
2	2	6	1	2	2.セメントの貯蔵	受注者は、セメントを防湿構造を有するサイロ又は倉庫に、品種別に区分て貯蔵しなければならない。	2	2	6	1	2	2.セメントの貯蔵	受注者は、セメントを防湿 的な 構造を有するサイロ又は倉庫に、品種別に区分て貯蔵しなければならない。	諸基準類の改定に伴う修正
2	2	6	1	4	4.異常なセメント使用時の注意	受注者は、貯蔵中に塊状になったセメントを用いてはならない。また、湿気を受けた疑いのあるセメント、その他異常を認めたセメントの使用にあたっては、これを用いる前に試験を行い、その品質を確かめなければならない。 ただし、保管期間が長期にわたると品質が変動する可能性がある ので、 長期間貯蔵したセメントは使用してはならない。	2	2	6	1	4	4.異常なセメント使用時の注意	受注者は、貯蔵中に塊状になったセメントを用いてはならない。また、湿気 をうけた 疑いのあるセメント、その他異常を認めたセメントの使用にあたっては、これを用いる前に試験を行い、その品質を確かめなければならない。	諸基準類の改定に伴う修正
2	2	6	1	7	7.異常な混和剤使用時の注意	受注者は、貯蔵中に前項に示す分離・変質等が生じた混和剤やその他異常を認めた混和剤について、これらを用いる前に試験を行い、性能が低下していないことを確かめなければならない。 ただし、保管期間が長期にわたると品質が変動する可能性がある ので、 長期間貯蔵した混和剤は使用してはならない。	2	2	6	1	7	7.異常な混和剤使用時の注意	受注者は、貯蔵中に前項に示す分離・変質等が生じた混和剤やその他異常を認めた混和剤について、これらを用いる前に試験を行い、性能が低下していないことを確かめなければならない。	諸基準類の改定に伴う修正
2	2	6	1	9	9.異常な混和材使用時の注意	受注者は、貯蔵中に吸湿により固結した混和材、その他異常を認めた混和材の使用にあたって、これを用いる前に試験を行い、その品質を確かめなければならない。 ただし、保管期間が長期にわたると品質が変動する可能性がある ので、 長期間貯蔵した混和材は使用してはならない。	2	2	6	1	9	9.異常な混和材使用時の注意	受注者は、貯蔵中に吸湿により固結した混和材、その他異常を認めた混和材の使用にあたって、これを用いる前に試験を行い、その品質を確かめなければならない。	諸基準類の改定に伴う修正
2	2	6	2	3		表2－18 普通ポルトランドセメントの品質	2	2	6	2	3		表2－18 普通ポルトランドセメントの品質	諸基準類の改定に伴う修正(図表)
2	2	6	3	5	5.急結剤	急結剤は、「コンクリート標準示方書(基準編) [2023年制定] JSCE-D 102-2023 吹付けコンクリート(モルタル)用急結剤品質規格(案)」(土木学会、 2023年9月)の規格に適合するものとする。	2	2	6	3	5	5.急結剤	急結剤は、「コンクリート標準示方書(基準編) JSCE-D 102- 2013 吹付けコンクリート(モルタル)用急結剤品質規格(案)」(土木学会、 平成25年11月)の規格に適合するものとする。	改定年度を反映
2	2	6	4	1	1.練混ぜ水	コンクリートの 練混ぜに用いる 水は、上水道又はJIS A 5308(レディーミクストコンクリート)附属書JC(レディーミクストコンクリートの練混ぜに用いる水)の規格に適合するものとする。	2	2	6	4	1	1.練混ぜ水	コンクリート に使用する練混ぜ 水は、上水道又はJIS A 5308: 2009 (レディーミクストコンクリート)附属書C(レディーミクストコンクリートの練混ぜに用いる水)の規格に適合するものとする。	諸基準類の改定に伴う修正
2	2	7	1	3	3.アルカリシリカ反応抑制対策	受注者は、セメントコンクリート製品の使用にあたって「アルカリ骨材反応抑制対策について」(国土交通大臣官房技術審議官通達、平成14年7月31日)及び「アルカリ骨材反応抑制対策について」の運用について(国土交通省大臣官房技術調査課長通達、平成14年7月31日)を遵守し、アルカリ シリカ 反応抑制対策の適合を確認した資料を工事監督員に提出しなければならない。	2	2	7	1	3	3.アルカリ 骨材 反応抑制対策	受注者は、セメントコンクリート製品の使用にあたって「アルカリ骨材反応抑制対策について」(国土交通大臣官房技術審議官通達、平成14年7月31日)及び「アルカリ骨材反応抑制対策について」の運用について(国土交通省大臣官房技術調査課長通達、平成14年7月31日)を遵守し、アルカリ 骨材 反応抑制対策の適合を確認した資料を工事監督員に提出しなければならない。	諸基準類の改定に伴う修正
2	2	7	2				2	2	7	2			※ただし「 溶融スラグ二次製品品質審査制度 」を用いた セメントコンクリート 製品の規格は、溶融スラグを用いること以外はJIS規格(プレキャスト無筋コンクリート製品はJIS A 5371、プレキャスト鉄筋コンクリート製品はJIS A 5372)に適合するものとする。	溶融スラグ使用終了による削除

土木工事共通仕様書新旧対照表

新条文（令和7年4月）							旧条文（平成28年7月）							
編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	新条文	編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	現行条文	改定理由
2	2	8	1	6	6.グースアスファルトに使用するアスファルト	グースアスファルトに使用するアスファルトは、表2-21に示す硬質アスファルトに用いるアスファルトの規格に適合するものとする。	2	2	8	1	6	6.グースアスファルトに使用するアスファルト	グースアスファルトに使用するアスファルトは、表2-21に示す硬質アスファルトの規格に適合するものとする。	諸基準類の改定に伴う修正
2	2	8	1	7	7.グースアスファルト	グースアスファルトは表2-22に示す硬質アスファルトの規格を標準とするものとする。	2	2	8	1	7	7.グースアスファルト	グースアスファルトは表2-22の規格を標準とするものとする。	諸基準類の改定に伴う修正
2	2	8	3			労働安全衛生法施行令(令和5年9月改正 政令第276号)							労働安全衛生法施行令(平成26年7月改正 政令第269号)	改定年度を反映
2	2	8	3			表2-26 再生用添加剤の標準的性状	2	2	8	3			表2-26 再生用添加剤の標準的性状	諸基準類の改定に伴う修正(図表)
2	2	12	1			標示板、支柱、補強材、取付金具、反射シートの品質は、以下の規格に適合するものとする。	2	2	12	1			標識板、支柱、補強材、取付金具、反射シートの品質は、以下の規格に適合するものとする。	諸基準類の改定に伴う修正
2	2	12	1		(1)標示板	JIS K 6744(ポリ塩化ビニル被覆金属板及び金属帯)	2	2	12	1		(1)標識板	JIS K 6744(ポリ塩化ビニル被覆金属板)	JIS名称変更に伴う修正
2	2	12	1		(2)支柱	JIS G 3106(溶接構造用圧延鋼材) JIS G 3136(建設構造用圧延鋼材)								新規追加
2	2	12	1		(4)反射シート	表2-27 封入レンズ型反射シートの反射性能	2	2	12	1		(4)反射シート	表2-27 封入レンズ型反射シートの反射性能	諸基準類の改定に伴う修正(図表)
2	2	12	1		(4)反射シート	表2-28 カプセルレンズ型反射シートの反射性能	2	2	12	1		(4)反射シート	表2-28 カプセルレンズ型反射シートの反射性能	諸基準類の改定に伴う修正(図表)
2	2	13	2			JIS C 8430(硬質ポリ塩化ビニル電線管)	2	2	13	2			JIS C 8430(硬質塩化ビニル電線管)	誤植
2	3	2	1	3		「港湾・空港等整備におけるリサイクルガイドライン(改訂)」(令和5年10月)	2	3	2	1	3		「港湾・空港等整備におけるリサイクル」の改訂について(平成24年3月30日)	改定年度を反映
2	3	3	2	4		「港湾・空港等整備におけるリサイクルガイドライン(改訂)」(令和5年10月)	2	3	3	2	4		「港湾・空港等整備におけるリサイクル」の改訂について(平成24年3月30日)	改定年度を反映
2	3	3	3	3		「港湾・空港等整備におけるリサイクルガイドライン(改訂)」(令和5年10月)	2	3	3	3	3		「港湾・空港等整備におけるリサイクル」の改訂について(平成24年3月30日)	改定年度を反映
2	3	3	4	5		「港湾・空港等整備におけるリサイクルガイドライン(改訂)」(令和5年10月)	2	3	3	4	5		「港湾・空港等整備におけるリサイクル」の改訂について(平成24年3月30日)	改定年度を反映
2	3	4	1			JIS A 5308 「レディーミストコンクリート 附属書A レディーミストコンクリート用骨材」								新規追加
2	3	4	1			JIS A 5011-5「コンクリート用スラグ骨材(石炭ガス化スラグ骨材)」								新規追加
2	3	4	1			「港湾・空港等整備におけるリサイクルガイドライン(改訂)」(令和5年10月)	2	3	3	4	5		「港湾・空港等整備におけるリサイクル」の改訂について(平成24年3月30日)	改定年度を反映
2	3	4	2	2		表3-2 砂利及び砂の品質	2	3	4	2	2		表3-2 砂利及び砂の品質	諸基準類の改定に伴う修正(図表)
2	3	4	2	5		表3-3 骨材の試験方法	2	3	4	2	5		表3-3 骨材の試験方法	諸基準類の改定に伴う修正(図表)
2	3	4	4	2		表3-5 骨材の粒度分布	2	3	4	4	2		表3-5 骨材の粒度分布	諸基準類の改定に伴う修正(図表)
2	3	6	4	2		JIS G 3191 「熱間圧延棒鋼とバーインコイルの形状、寸法、質量及びその許容差」	2	3	6	4	2		JIS G 3191 「熱間圧延棒鋼とバーインコイルの形状、寸法及び質量並びにその許容差」	JIS名称変更に伴う修正
2	3	8	1	4		JIS A 5365「プレキャストコンクリート製品－検査方法通則」	2	3	8	1	4		JIS A 5365「プレキャストコンクリート製品－検査方法及び通則」	JIS名称変更に伴う修正
2	3	12	1	3		陽極の陽極電位(閉路電位)は、-1,050mV以下(VS飽和甘こう電極(SCE))、発生電流量は2,600A・h/kg以上とする。	2	3	12	1	3		陽極の電流効率は、90%以上とする。	諸基準類の改定に伴う修正
2	3	13	1	3	(2)	物理試験は、「表3-9ゴムの物理的性質」の試験項目を「JIS K 6250 ゴム－物理試験方法通則」「JIS K 6251 加硫ゴム及び熱可塑性ゴム－引張特性の求め方」「JIS K 6253-3 加硫ゴム及び熱可塑性ゴム－硬さの求め方－(デュロメータ硬さ)」「JIS K 6257 加硫ゴム及び熱可塑性ゴム－熱老化特性の求め方」「JIS K 6259-1 加硫ゴム及び熱可塑性ゴム－耐オゾン性の求め方(静的オゾン劣化試験及び動的オゾン劣化試験)」によって行わなければならない。なお、硬さ、老化及び耐オゾン性試験は、次の方法によらなければならない。 老化試験(JIS K 6257) 促進老化試験(AA-2)	2	3	13	1	3	(2)	物理試験は、「表3-9ゴムの物理的性質」の試験項目を「JIS K 6250 ゴム－物理試験方法通則」「JIS K 6251 加硫ゴムの引張試験方法」「JIS K 6253 加硫ゴム及び熱可塑性ゴムの硬さの求め方」「JIS K 6257 加硫ゴム及び熱可塑性ゴムの老化試験方法」「JIS K 6259 加硫ゴム及び熱可塑性ゴム－耐オゾン性の求め方」によって行わなければならない。なお、硬さ、老化及び耐オゾン性試験は、次の方法によらなければならない。 老化試験(JIS K 6257:1993) ノーマルオープン法A-2試験 耐オゾン性試験(JIS K 6259)	JIS名称変更に伴う修正
2	3	13	1	3		表3-9 ゴムの物理的性質	2	3	13	1	3		表3-9 ゴムの物理的性質	諸基準類の改定に伴う修正(図表)

土木工事共通仕様書新旧対照表

新条文（令和7年4月）							旧条文（平成28年7月）							
編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	新条文	編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	現行条文	改定理由
2	3	13	1	5		ゴム防舷材の性能試験における試験環境については、ゴム防舷材試験環境証明事業を実施する機関の証明書を事前に監督職員に提出し、承諾を得なければならない。 試験環境証明では次の項目における確認結果を提出するものとする。								新規追加
2	3	13	1	5	(1)	静的圧縮試験設備 標準操作手順書等の操作関連書類、ソフトウェアやハードウェアの使用や検定関連書類、データ不正防止関連書類、恒温施設・圧縮試験機・計測機器・コンピューターシステム等の能力と健全性								新規追加
2	3	13	1	5	(2)	静的圧縮試験記録 試験記録の管理状況・健全性の検証								新規追加
2	3	13	1	5	(3)	物理特性試験 試験機と試験手法のJIS規格適合性 ※ゴム防舷材試験環境証明書が必要となるため、移行期間として令和7年3月31日までは従前どおり港湾工事共通仕様書(令和5年3月)によることができるものとする。								新規追加
2	3	19	5	4		標識に使用する反射材は、「JIS Z 9117 再帰性反射材」に適合しなければならない。	2	3	19	5	4		標識に使用する反射材は、「JIS Z 9117 保安用反射シート及びテープ」に適合しなければならない。	JIS名称変更に伴う修正
2	3	19	7			溶接材料は、「JIS Z 3211 軟鋼、高張力鋼及び低温用鋼用アーク溶接棒」「JIS Z 3312 軟鋼、高張力鋼及び低音用鋼用のマグ溶接及びミグ溶接ソリッドワイヤ」及び「JIS Z 3313 軟鋼、高張力鋼及び低温用鋼用アーク溶接フラックス入りワイヤ」「JIS Z 3351 炭素鋼及び低合金鋼用サブマージアーク溶接ソリッドワイヤ」及び「JIS Z 3352 サブマージアーク溶接用フラックス」の規格に適合したものを選定し、被覆のはがれ、割れ、汚れ、吸湿及び著しいさび、ブローホール及びびのど厚並びにサイズの過不足等、溶接に有害な欠陥の無いものでなければならない。 また、溶接部の品質管理方法は、JIS Z 3104 鋼溶接継手の放射線透過試験方法又はJIS Z 2343－1、2、3、4、5、6非破壊試験－浸透探傷試験（第1部：一般通則：浸透探傷試験方法及び浸透指示模様の分類、第2部：浸透探傷剤の試験、第3部：対比試験片、第4部：装置、第5部：50℃を超える温度での浸透探傷試験、第6部：10℃より低い温度での浸透探傷試験）又はJIS Z 3060 鋼溶接部の超音波探傷試験方法、ゲージ測定等により確認するものとし、試験成績表（検査証明書）を工事監督員に提出するものとする。	2	3	19	7			溶接材料は、「JIS Z 3211 軟鋼、高張力鋼及び低温用鋼用アーク溶接棒」「JIS Z 3212 高張力鋼用被覆アーク溶接棒」「JIS Z 3312 軟鋼、及び高張力鋼用マグ溶接ソリッドワイヤ」及び「JIS Z 3313 軟鋼、高張力鋼及び低温用鋼用アーク溶接フラックス入りワイヤ」「JIS Z 3351 炭素鋼及び低合金鋼用サブマージアーク溶接用ソリッドワイヤ」及び「JIS Z 3352 サブマージアーク溶接用フラックス」の規格に適合したものを選定し、被覆のはがれ、割れ、汚れ、吸湿及び著しいさび、ブローホール及びびのど厚並びにサイズの過不足等、溶接に有害な欠陥の無いものでなければならない。 また、溶接部の品質管理方法は、JIS Z 3104 放射線透過試験又はJIS Z 2343－1、2、3、4、5、6浸透探傷試験（浸透探傷試験方法及び浸透指示模様の分類、浸透探傷剤の試験、対比試験片、装置、50℃を超える温度での浸透探傷試験、10℃より低い温度での浸透探傷試験）又はJIS Z 3060 超音波探傷試験、ゲージ測定等により確認するものとし、試験成績表（検査証明書）を工事監督員に提出するものとする。	JIS名称変更に伴う修正
3	2	2				日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ 共通編）（平成29年11月）	3	2	2					新規追加
3	2	2				日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅱ 鋼橋・鋼部材編）（平成29年11月）	3	2	2				日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ 共通編Ⅱ 鋼橋編）（平成24年3月）	改定年度を反映
3	2	2				日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅳ 下部構造編）（平成29年11月）	3	2	2				日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ 共通編Ⅳ 下部構造編）（平成24年3月）	改定年度を反映
3	2	2				日本道路協会 鋼道路橋施工便覧（令和2年9月）	3	2	2				日本道路協会 鋼道路橋施工便覧（昭和60年2月）	改定年度を反映
3	2	2				日本道路協会 舗装調査・試験法便覧（平成31年3月）	3	2	2				日本道路協会 舗装調査・試験法便覧（平成19年6月）	改定年度を反映
3	2	2				日本グラウト協会 薬液注入工法の設計・施工指針（平成元年6月）	3	2	2				日本薬液注入協会 薬液注入工法の設計・施工指針（平成元年6月）	名称の変更
3	2	2				環境省 水質汚濁に係る環境基準（令和5年3月13日環境省告示第6号）（令和5年3月）	3	2	2				環境省 水質汚濁に係る環境基準について（平成26年11月）	改定年度を反映
3	2	2				日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説／ボラードの設置便覧（令和3年3月）	3	2	2				日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説（平成20年1月）	改定年度を反映
3	2	2				日本道路協会 杭基礎施工便覧（令和2年9月）	3	2	2				日本道路協会 杭基礎施工便覧（平成19年1月）	改定年度を反映
3	2	2				日本道路協会 道路土工－斜面上の深礎基礎設計施工便覧（令和3年10月）	3	2	2				日本道路協会 道路土工－斜面上の深礎基礎設計施工便覧（平成24年4月）	改定年度を反映
3	2	2				建設業労働災害防止協会 すい道等建設工事における換気技術指針（換気技術の設計及び粉じん等の測定）（令和3年4月）	3	2	2				建設業労働災害防止協会 すい道等建設工事における換気技術指針（換気技術の設計及び粉じん等の測定）（平成24年3月）	改定年度を反映
3	2	2				日本道路協会 道路標識設置基準・同解説（令和2年6月）	3	2	2				日本道路協会 道路標識設置基準・同解説（昭和62年1月）	改定年度を反映

土木工事共通仕様書新旧対照表

新条文（令和7年4月）							旧条文（平成28年7月）							
編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	新条文	編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	現行条文	改定理由
3	2	2				厚生労働省 ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン (令和2年7月)	3	2	2				厚生労働省 ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン (平成23年3月)	改定年度を反映
3	2	2				労働省 騒音障害防止のためのガイドライン (令和5年4月)	3	2	2				労働省 騒音障害防止のためのガイドライン (平成4年10月)	
3	2	2				土木学会 コンクリート標準示方書(規準編)[2023年制定](2023年9月)	3	2	2				土木学会 コンクリート標準示方書(基準編)[2018年制定](平成24年11月)	改定年度を反映
3	2	2				地盤工学会 地山補強土工法設計・施工マニュアル(平成23年8月)	3	2	2					新規追加
3	2	3	2	4	(2)	溶融亜鉛めっき仕上げる場合は、めっきの付着量を両面で275g/m ² 以上とし、防錆を施さなければならない。	3	2	3	2	4	(2)	溶融亜鉛めっき仕上げる場合は、亜鉛の付着量をJIS G 3302(溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯)構造用(Z27)の275g/m ² (両面付着量)以上とし、防錆を施さなければならない。	諸基準類の改定に伴う修正
3	2	3	2	4	(7)	以下に示すような場所で環境条件が特に厳しい場合には、さらに防錆・防食効果が期待できる処理を施すものとする。 ①凍結防止剤を散布する区間 ②交通量が非常に多い区間 ③海岸に近接する区間(飛沫の当たる場所、潮風が強く当たる場所など) ④温泉地帯など								新規計上
3	2	3	2	5	(2)	受注者は、めっき付着量をビーム、パイプ、ブラケット、パドル、支柱の場合JIS H 8641(溶融亜鉛めっき)(HDZT77)の77μm(膜厚)以上とし、その他の部材(ケーブルは除く)の場合は同じく(HDZT77)の49μm(膜厚)以上としなければならない。	3	2	3	2	5	(2)	受注者は、亜鉛の付着量をビーム、パイプ、ブラケット、パドル、支柱の場合JIS H 8641(溶融亜鉛めっき)2種(HDZ55)の550g/m ² (片面の付着量)以上とし、その他の部材(ケーブルは除く)の場合は同じく2種(HDZ35)の350g/m ² (片面の付着量)以上としなければならない。	諸基準類の改定に伴う修正
3	2	3	2	6	(1)ー②	ただし、x、yはJIS Z 8781-3(測色ー第3部:CIE三刺激値)の色度座標である。	3	2	3	2	6	(1)ー②	ただし、x、yはJIS Z 8701(表示方法ーXYZ表色系及びX10Y10Z10表色系)の色度座標である。	JIS名称変更に伴う修正
3	2	3	2	6	(1)ー⑤	受注者は、支柱に使用する鋼管及び取付金具に亜鉛の付着量がJIS H 8641(溶融亜鉛めっき)(HDZT49)の49μm(膜厚)以上の溶融亜鉛めっきを施さなければならない。	3	2	3	2	6	(1)ー⑤	受注者は、支柱に使用する鋼管及び取付金具に亜鉛の付着量がJIS H 8641(溶融亜鉛めっき)2種(HDZ35)の350g/m ² (片面の付着量)以上の溶融亜鉛めっきを施さなければならない。	諸基準類の改定に伴う修正
3	2	3	4	14	14.落錐による打込み	受注者は、落錐によりコンクリート矢板を打込む場合、落錐の質量は矢板の質量以上、錘の落下高は2m程度として施工しなければならない。	3	2	3	4	14	14.落錐による打込み	受注者は、落錐によりコンクリート矢板を打込む場合、落錐の重量は矢板の質量以上、錘の落下高は2m程度として施工しなければならない。	諸基準類の改定に伴う修正
3	2	3	6	1	1.一般事項	受注者は、視認上適切な反射性能を持ち、耐久性があり、維持管理が確実かつ容易な反射材料を用いなければならない。	3	2	3	6	1	1.一般事項	受注者は、認識上適切な反射特性を持ち、耐久性があり、維持管理が容易な反射材料を用いなければならない。	諸基準類の改定に伴う修正
3	2	3	6	3	3.標示板基板の表面状態	受注者は、標示板基板表面をサンドペーパーや機械的に研磨(サウディング処理)しラッカーシンナー又は、表面処理液(弱アルカリ性界面活性剤)で脱脂洗浄を施した後乾燥を行い、反射シートを貼付けるのに最適な表面状態を保たなければならない。	3	2	3	6	3	3.標示板基板の表面状態	受注者は、標示板基板表面を機械的に研磨(サウディング処理)しラッカーシンナー又は、表面処理液(弱アルカリ性処理液)で脱脂洗浄を施した後乾燥を行い、反射シートを貼付けるのに最適な表面状態を保たなければならない。	諸基準類の改定に伴う修正
3	2	3	6	5	5.反射シートの貼付け方式	受注者は、重ね貼り方式又は、スクリーン印刷方式により、反射シートの貼付けを行わなければならない。印刷乾燥後は色むら、にじみ、ピンホールなどが無いことを確認しなければならない。また、必要がある場合はインク保護などを目的とした、クリアーやラミネート加工を行うものとする。	3	2	3	6	5	5.反射シートの貼付け方式	受注者は、重ね貼り方式又は、スクリーン印刷方式により、反射シートの貼付けを行わなければならない。	諸基準類の改定に伴う修正
3	2	3	6	8	8.2枚以上の反射シートの重ね合わせ	受注者は、2枚以上の反射シートを接合して使用する場合には、10mm以上重ね合わせなければならない。	3	2	3	6	8	8.2枚以上の反射シートの重ね合わせ	受注者は、2枚以上の反射シートを接合して使用する場合には、5～10mm程度重ね合わせなければならない。	諸基準類の改定に伴う修正
3	2	3	6	15	15.溶融亜鉛めっきの基準	受注者は、支柱用鋼管及び取付け鋼板などに溶融亜鉛めっきする場合、その付着量をJIS H 8641(溶融亜鉛めっき)(HDZT77)の77μm(膜厚)以上としなければならない。ただし、厚さ3.2mm以上、6mm未満の鋼材については2種(HDZT63)63μm以上、厚さ3.2mm未満の鋼材については(HDZT49)49μm(膜厚)以上としなければならない。	3	2	3	6	15	15.溶融亜鉛めっきの基準	受注者は、支柱用鋼管及び取付け鋼板などに溶融亜鉛めっきする場合、その付着量をJIS H 8641(溶融亜鉛めっき)2種の(HDZ55)550g/m ² (片面の付着量)以上としなければならない。ただし、厚さ3.2mm以上、6mm未満の鋼材については2種(HDZ45)450g/m ² 以上、厚さ3.2mm未満の鋼材については2種(HDZ35)350g/m ² (片面の付着量)以上としなければならない。	諸基準類の改定に伴う修正

土木工事共通仕様書新旧対照表

新条文（令和7年4月）										旧条文（平成28年7月）									
編 章 節 条 項					章節条項 (項目見出し)	新条文	編 章 節 条 項					章節条項 (項目見出し)	現行条文	改定理由					
3	2	3	7	3	3.垂鉛めっき地肌の基準	塗装を行わずに、垂鉛めっき地肌のままの部材等を使用する場合に受注者は、ケーブル以外は成形加工後、溶融垂鉛めっきをJIS H 8641（溶融垂鉛めっき）(HDZ49)の49μm(膜厚)以上となるよう施工しなければならない。	3	2	3	7	3	3.垂鉛めっき地肌の基準	塗装を行わずに、垂鉛めっき地肌のままの部材等を使用する場合に受注者は、ケーブル以外は成形加工後、溶融垂鉛めっきをJIS H 8641（溶融垂鉛めっき）2種(HDZ35)の350g/m2(片面付着量)以上となるよう施工しなければならない。	諸基準類の改定に伴う修正					
3	2	3	12	2	(3)ー②	蒸気養生を行う場合は、コンクリートの打込み後2時間以上経過してから加熱を始めて製作されたもの。また、養生室の温度上昇は1時間あたり15度以下とし、養生中の温度は65度以下として製作されたものとする。また、養生終了後は急激に温度を低下させてならない。	3	2	3	12	2	(3)ー②	蒸気養生を行う場合は、コンクリートの打込み後2時間以上経過してから加熱を始めて製作されたもの。また、養生室の温度上昇は1時間あたり15度以下とし、養生中の温度は65度以下として製作されたものとする。	諸基準類の改定に伴う修正					
3	2	3	13	1	(5)	受注者は、コンクリートの打込み後にコンクリート表面が早期の乾燥を受けて収縮ひび割れが発生しないように、適切に仕上げなければならない。								新規計上					
3	2	3	13	3	(8)	「道路橋示方書・同解説(Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編)17.11 PC鋼材工及び緊張工」(日本道路協会、平成29年11月)	3	2	3	13	3	(8)	「道路橋示方書・同解説(Ⅲコンクリート橋編)20.8 PC鋼材工及び緊張工」(日本道路協会、平成24年3月)	改定年度を反映					
3	2	3	13	4	(1)ー①	グラウトに用いるセメントは、JIS R 5210(ポルトランドセメント)に適合するポルトランドセメントを標準とするが、これにより難しい場合は工事監督員と協議しなければならない。	3	2	3	13	4	(1)ー①	グラウトに用いるセメントは、JIS R 5210(ポルトランドセメント)に適合する普通ポルトランドセメントを標準とするが、これにより難しい場合は工事監督員と協議しなければならない。	諸基準類の改定に伴う修正					
3	2	3	13	7	7.プレグラウトされたPC鋼材	プレグラウトされたPC鋼材を使用する場合は、下記の規定によるものとする。	3	2	3	13	7	7.プレグラウトPC鋼材	プレグラウトPC鋼材を使用する場合は、下記の規定によるものとする。	諸基準類の改定に伴う修正					
3	2	3	13	7	(2)	使用する樹脂またはグラウトは、所定の緊張可能期間を有し、PC鋼材を防食するとともに、コンクリート部材とPC鋼材とを付着により一体化しなければならない。	3	2	3	13	7	(2)	使用する樹脂は、所定の緊張可能期間を有し、PC鋼材を防食するとともに、部材コンクリートとPC鋼材とを付着により一体化しなければならない。	諸基準類の改定に伴う修正					
3	2	3	13	7	(3)	被覆材は、所定の強度、耐久性能を有しコンクリート部材と一体化が図られるものとする。	3	2	3	13	7	(3)	被覆材は、所定の強度、耐久性能を有し部材コンクリートと一体化が図られるものとする。	諸基準類の改定に伴う修正					
3	2	3	13	7	(4)	プレグラウトされたPC鋼材として(1)から(3)を使用して加工された製品は、所要の耐久性能を有するものとする。	3	2	3	13	7	(4)	プレグラウトPC鋼材として加工された製品は、所要の耐久性能を有するものとする。	諸基準類の改定に伴う修正					
3	2	3	14	2	(1)	プレキャストブロックの接合に用いる接着剤の使用にあたり材質がエポキシ樹脂系接着剤で強度、耐久性及び水密性がブロック同等以上のものを使用するものとする。エポキシ樹脂系接着剤を使用する場合は、室内で密封して保管し、原則として製造後6ヶ月以上経過したものは使用してはならない。また、水分を含むと品質が劣化するので、雨天の時の作業は中止しなければならない。これ以外の場合は、設計図書によるものとする。 未硬化の接着剤の外観、粘度、可使時間、だれ最小厚さ、硬化した接着剤の比重、引張強さ、引張せん断接着強さ、接着強さ、硬さ、特殊な条件下で使用する場合は、高温時の引張強さ、水中硬化時の引張強さ、衝撃強さ、圧縮ヤング係数、熱膨張係数、硬化収縮率、吸収率等について、必要に応じて試験を行い、性能を確認しなければならない。 なお、接着剤の試験方法は「コンクリート標準示方書・(規準編)〔2023年制定〕」(土木学会、2023年9月)における、JSCE－H101－2013 プレキャストコンクリート用樹脂系接着剤(橋げた用)品質規格による。これにより難しい場合は、工事監督員の承諾を得なければならない。	3	2	3	14	2	(1)	プレキャストブロックの接合に用いる接着剤の使用にあたり材質がエポキシ樹脂系接着剤で強度、耐久性及び水密性がブロック同等以上で、かつ、表2－3に示す条件を満足するものを使用するものとする。エポキシ樹脂系接着剤を使用する場合は、室内で密封し、原則として製造後6ヶ月以上経過したものは使用してはならない。これ以外の場合は、設計図書によるものとする。 なお、接着剤の試験方法は「コンクリート標準示方書・(規準編)」(土木学会、平成25年11月)における、JSCE－H101－2013 プレキャストコンクリート用樹脂系接着剤(橋げた用)品質規格による。これにより難しい場合は、工事監督員の承諾を得なければならない。	諸基準類の改定に伴う修正					
3	2	3	14	2	(3)	プレキャストブロックの連結にあたって、設計図書に示す品質が得られるように施工しなければならない。	3	2	3	14	2	(3)	プレキャストブロックの接合にあたって、設計図書に示す品質が得られるように施工しなければならない。	諸基準類の改定に伴う修正					
3	2	3	14	2	(4)	プレキャストブロックを連結する場合に、ブロックの位置、形状及びダクトが一致するようにブロックを設置し、プレストレッシング中に、くい違いやねじれが生じないようにしなければならない。	3	2	3	14	2	(4)	プレキャストブロックを接合する場合に、ブロックの位置、形状及びダクトが一致するようにブロックを設置し、プレストレッシング中に、くい違いやねじれが生じないようにしなければならない。	諸基準類の改定に伴う修正					
3	2	3	15	1	1.円筒型枠の施工	受注者は、円筒型枠の施工については、コンクリート打設時の浮力に対して必要な浮き上がり防止装置について、その内容を施工計画書に記載し、設置しなければならない。	3	2	3	15	1	1.円筒型枠の施工	受注者は、円筒型枠の施工については、コンクリート打設時の浮力に対して必要な浮き上がり防止装置を設置しなければならない。	施工計画書に記載することを規定					

土木工事共通仕様書新旧対照表

新条文（令和7年4月）										旧条文（平成28年7月）																
編 章 節 条 項					章節条項 (項目見出し)	新条文					編 章 節 条 項					章節条項 (項目見出し)	現行条文					改定理由				
3	2	3	23	1	(2)	接触面を塗装する場合は、表2－5に示す条件に基づき、無機ジンクリッチペイントを使用するものとする。					3	2	3	23	1	(2)	接触面を塗装する場合は、表2－4に示す条件に基づき、 厚膜型 無機ジンクリッチペイントを使用するものとする。					諸基準類の改定に伴う修正				
3	2	3	23	3	(6)	ボルトの締付け機、測量器具などの検定は、 以下に示す時期に行いその精度を確認しなければならない。 ・軸力計は現場搬入直前に1回、その後は3ヶ月に1回検定を行う。 ・トルクレンチは現場搬入時に1回、搬入後は1ヶ月に1回検定を行う。 ・ボルト締付け機は現場搬入前に1回点検し、搬入後は3ヶ月に1回点検を行う。ただし、トルシア形高力ボルト専締付け機は検定の必要はなく、整備点検を行えばよい。					3	2	3	23	3	(6)	ボルトの締付け機、測量器具などの検定を 現地施工に先立ち現地搬入直前に1回、搬入後はトルクレンチは1ヶ月毎にその他の機器は3ヶ月毎に点検を行い、精度を確認しなければならない。					諸基準類の改定に伴う修正				
3	2	3	23	4	(2)	表2－6 設計ボルト軸力(kN)					3	2	3	23	4	(2)	表2－6 設計ボルト軸力(kN)					諸基準類の改定に伴う修正(図表)				
3	2	3	23	4	(4)	表2－7 常温時(10～30℃)の締付けボルト軸力の平均値					3	2	3	23	4	(4)	表2－7 常温時(10～30℃)の締付けボルト軸力の平均値					諸基準類の改定に伴う修正(図表)				
3	2	3	23	4	(4)	表2－8 常温時以外(0～10℃、3～60℃)の締付けボルト軸力の平均値					3	2	3	23	4	(4)	表2－8 常温時以外(0～10℃、3～60℃)の締付けボルト軸力の平均値					諸基準類の改定に伴う修正(図表)				
3	2	3	23	5	5.ボルトの締付け順序	なお、予備締め後には締め忘れや共まわりを容易に確認できるようにボルトナット及び座金にマーキングを行 わなければならない。					3	2	3	23	5	5.ボルトの締付け順序	なお、予備締め後には締め忘れや共まわりを容易に確認できるようにボルトナット及び座金にマーキングを行 うものとする。					諸基準類の改定に伴う修正				
3	2	3	25	3	3.橋歴板記載事項	受注者は、橋歴板に記載する年月は、橋梁の 完成 年月を記入しなければならない。					3	2	3	25	3	3.橋歴板記載事項	受注者は、橋歴板に記載する年月は、橋梁の 製作 年月を記入しなければならない。					施工実態を踏まえた規定の変更				
3	2	3	31	16	(6)－③	塗膜厚測定値(5回平均)の分布の標準偏差は、目標塗膜厚(合計)の20%を越えないものとする。ただし、 標準偏差が20%を超えた場合、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合は合格とする。					3	2	3	31	16	(6)－③	塗膜厚測定値(5回平均)の分布の標準偏差は、目標塗膜厚(合計)の20%を越えないものとする。ただし、 平均値が標準塗膜厚以上 の場合は合格とする ものとする。					諸基準類の改定に伴う修正				
3	2	3	31	16	(6)－④	平均値、最小値、標準偏差のうち1つでも不合格の場合はさらに同数の測定を行い、当初の測定値と合わせて計算した結果が基準値を満足すれば合格とし、不合格の場合は 最上層の塗料を増し塗り して、再検査しなければならない。					3	2	3	31	16	(6)－④	平均値、最小値、標準偏差のうち1つでも不合格の場合はさらに同数の測定を行い、当初の測定値と合わせて計算した結果が基準値を満足すれば合格とし、不合格の場合は 塗増し 、再検査しなければならない。					諸基準類の改定に伴う修正				
3	2	3	31	16	(7)	受注者は、塗料の缶貼付ラベルを完全に保ち、開封しないままで現場に搬入し、 塗料の品質、製造年月日、ロット番号、色彩及び数量を工事監督員に提示しなければならない。 また、受注者は、塗布作業の開始前に出荷証明書及び塗料成績表(製造年月日、ロット番号、色採、数量を明記) を確認し、記録、保管し、工事監督員又は工事検査員の請求があった場合には速やかに提示しなければならない。					3	2	3	31	16	(7)	受注者は、塗料の缶貼付ラベルを完全に保ち、開封しないままで現場に搬入し、 使用しなければならない。 また、受注者は、塗布作業の開始前に出荷証明書及び塗料成績表(製造年月日、ロット番号、色採、数量を明記) の確認を工事監督員に受けなければならない。					諸基準類の改定に伴う修正				
3	2	3	32	1	1.一般事項	「鉄線籠型護岸の設計・施工技術基準(案)」(国土交通省平成21年4月)					3	2	3	32	1	1.一般事項	「鉄線籠型護岸の設計・施工技術基準(案)」(平成21年4月 24日改定)					表記の修正				
3	2	3	32	3		表2－11 要求性能の確認方法					3	2	3	32	3		表2－11 要求性能の確認方法					諸基準類の改定に伴う修正(図表)				
3	2	4	4	3	3.試験杭の施工	なお、設計図書に示されていない場合には、各基礎ごとに、設計図書に示す工事目的物の基礎杭の一部として使用できるように最初の一本を試験杭として施工してもよい。 また、一本だけで施工管理のための十分な情報が得られない場合は、次に施工する杭も試験杭として実施することで不足する情報を補足し、以降の杭施工に反映するものとする。					3	2	4	4	3	3.試験杭の施工	なお、設計図書に示されていない場合には、各基礎ごとに、設計図書に示す工事目的物の基礎杭の一部として使用できるように最初の一本を試験杭として施工してもよい。					条件の追加				

土木工事共通仕様書新旧対照表

新条文（令和7年4月）										旧条文（平成28年7月）									
編 章 節 条 項					章節条項 (項目見出し)	新条文	編 章 節 条 項					章節条項 (項目見出し)	現行条文	改定理由					
3	2	4	4	11	11.中掘り杭工法による既製杭工施工	受注者は、中掘り杭工法で既製杭工を施工する場合には、掘削及び沈設中は土質性状の変化や杭の沈設状況などを観察し、杭 周辺及び 先端地盤の 乱れを最小限に留める ように沈設するとともに、必要に応じて所定の位置に保持しなければならない。また、先端処理については、試験杭等の条件に基づいて、管理を適正に行わなければならない。 杭の掘削・沈設速度は杭径や土質条件によって異なるが、試験杭により確認した現場に適した速度で行う。 なお、施工管理装置は、中掘り掘削・沈設及びセメントミルク噴出攪拌方式の根固部の築造時、コンクリート打設方式の孔底処理に必要な 施工管理項目について常時表示・記録できるものを選定する。	3	2	4	4	11	11.中掘り杭工法による既製杭工施工	受注者は、中掘り杭工法で既製杭工を施工する場合には、掘削及び沈設中は土質性状の変化や杭の沈設状況などを観察し、杭 先端部及び杭周辺 地盤を 乱さない ように、沈設するとともに、必要に応じて所定の位置に保持しなければならない。また、先端処理については、試験杭等の条件に基づいて、管理を適正に行わなければならない。	諸基準類の改定に伴う修正					
3	2	4	4	13	13.既製コンクリート杭の施工	既製コンクリート杭の施工については、以下の各号の規定によるものとする。 (1)受注者は、杭の適用範囲、杭の取扱い、杭の施工法分類はJIS A 7201(既製 コンクリートくいの施工標準)の規格によらなければならない。 (2)受注者は、杭の打込み、埋込みはJIS A 7201(既製 コンクリートくいの施工標準)の規定による。 (3)受注者は、杭の継手はJIS A 7201(既製 コンクリートくいの施工標準)の規定による。	3	2	4	4	13	13.既製コンクリート杭の施工	既製コンクリート杭の施工については、以下の各号の規定によるものとする。 (1)受注者は、杭の適用範囲、杭の取扱い、杭の施工法分類はJIS A 7201(遠心力 コンクリートくいの施工標準)の規格によらなければならない。 (2)受注者は、杭の打込み、埋込みはJIS A 7201(遠心力 コンクリートくいの施工標準)の規定による。 (3)受注者は、杭の継手はJIS A 7201(遠心力 コンクリートくいの施工標準)の規定による。	JIS名称変更に伴う修正					
3	2	4	4	14	14.杭支持層の確認・記録	JIS A 7201(既製 コンクリートくいの施工標準)	3	2	4	4	14	14.杭支持層の確認・記録	JIS A 7201(遠心力 コンクリートくいの施工標準)	JIS名称変更に伴う修正					
3	2	4	4	21		(2)ただし半自動溶接を行う場合は、JIS Z 3841(半自動溶接技術検定における試験方法及び判定基準)に定められた試験の種類のうち、その作業に該当する試験(又はこれと同等以上の検定試験)に合格した者で かつ現場溶接の施工経験が6ヶ月以上の者に行わさせ なければならない。	3	2	4	4	21		(2)ただし半自動溶接を行う場合は、JIS Z 3841(半自動溶接技術検定における試験方法及び判定基準)に定められた試験の種類のうち、その作業に該当する試験(又はこれと同等以上の検定試験)に合格した者でなければならない。	道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋・鋼部材編P534による					
3	2	4	4	21		(5)受注者は、降雪雨時、強風時に露天で鋼管杭及びH鋼杭の溶接作業を行ってはならない。 風は、セルフシールドアーク溶接の場合には10m/sec以内、ガスシールドアーク溶接の場合には2m/sec以内とする。	3	2	4	4	21		(5)受注者は、降雪雨時、強風時に露天で鋼管杭及びH鋼杭の溶接作業を行ってはならない。	諸基準類の改定に伴う修正					
3	2	4	5	1	1.試験杭	受注者は、試験杭の施工に際して、設計図書に従って試験杭を施工しなければならない。また、設計図書に示されていない場合には、各基礎ごとに、試験杭を施工しなければならない。なお、設計図書に示されていない場合には、各基礎ごとに、設計図書に示す工事目的物の基礎杭の一部として使用できるように最初の一本を試験杭として施工してよい。 また、一本だけで施工管理のための十分な情報が得られない場合は、次に施工する杭も試験杭として実施すること不足する情報を補足し、以降の杭施工に反映するものとする。	3	2	4	5	1	1.試験杭	受注者は、試験杭の施工に際して、設計図書に従って試験杭を施工しなければならない。また、設計図書に示されていない場合には、各基礎ごとに、試験杭を施工しなければならない。なお、設計図書に示されていない場合には、各基礎ごとに、設計図書に示す工事目的物の基礎杭の一部として使用できるように最初の一本を試験杭として施工してよい。	条件の追加					
3	2	4	5	9	9.鉄筋かごの建込み	受注者は、場所打杭工における鉄筋かごの建込み中及び建込み後に、湾曲、脱落座屈などを防止するとともに、鉄筋かごには、設計図書に示されたかぶり確保できるように、スペーサを同一深さ位置に4ヶ所以上、深さ方向 3m 間隔以下で取り付けなければならない。 特に杭頭部は、位置がずれやすいことから鉄筋かご円周長に対して500mm～700mmの間隔で設置するものとする。	3	2	4	5	9	9.鉄筋かごの建込み	受注者は、場所打杭工における鉄筋かごの建込み中及び建込み後に、湾曲、脱落座屈などを防止するとともに、鉄筋かごには、設計図書に示されたかぶり確保できるように、スペーサを同一深さ位置に4ヶ所以上、深さ方向 5m 間隔以下で取り付けなければならない。	諸基準類の改定に伴う修正					
3	2	4	5	11	11.鉄筋かごの組立て	受注者は、場所打杭工における鉄筋かごの組立てにあたっては、形状保持などのための溶接を 構造設計上考慮する鉄筋に対して 行ってはならない。	3	2	4	5	11	11.鉄筋かごの組立て	受注者は、場所打杭工における鉄筋かごの組立てにあたっては、形状保持などのための溶接を構造設計上考慮する鉄筋に対して行ってはならない。	諸基準類の改定に伴う修正					
3	2	4	5	17	17.鉄筋かご建込み時の溝壁崩壊防止	受注者は、リバース工法、アースドリル工法、ダウンザホールハンマー工法及び大口径ボーリングマシン工法において鉄筋かごを降下させるにあたり、孔壁に接触させて孔壁崩壊を生じさせ て はならない。	3	2	4	5	17	17.鉄筋かご建込み時の溝壁崩壊防止	受注者は、リバース工法、アースドリル工法、ダウンザホールハンマー工法及び大口径ボーリングマシン工法において鉄筋かごを降下させるにあたり、孔壁に接触させて孔壁崩壊を生じさせ ないようにしなければならない。	表現の統一					

土木工事共通仕様書新旧対照表

新条文（令和7年4月）							旧条文（平成28年7月）									
	編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	新条文		編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	現行条文	改定理由
	3	2	4	6	6	6.鉄筋組立て	受注者は、深礎工において鉄筋を組み立てる場合は、適切な仮設計画のもと所定の位置に堅固に組み立てるとともに、曲がりやよじれが生じないように、土留材に固定しなければならない。ただし、鉄筋の組立てにおいては、組立て上の形状保持等のための溶接を構造設計上考慮する鉄筋に対して行ってはならない。		3	2	4	6	6	6.鉄筋組立て	受注者は、深礎工において鉄筋を組立てる場合は、適切な仮設計画のもと所定の位置に堅固に組立てるとともに、曲がりやよじれが生じないように、土留材に固定しなければならない。ただし、鉄筋の組立てにおいては、組立て上の形状保持のための溶接を行ってはならない。	諸基準類の改定に伴う修正
	3	2	4	9	11	(2)	半自動溶接を行う場合は、JIS Z 3841(半自動溶接技術検定における試験方法及び判定基準)に定められた試験の種類のうち、その作業に該当する試験(又はこれと同等以上の検定試験)に合格した者でかつ現場溶接の施工経験が6カ月以上の者に行わなければならない。		3	2	4	9	11	(2)	半自動溶接を行う場合は、JIS Z 3841(半自動溶接技術検定における試験方法及び判定基準)に定められた試験の種類のうち、その作業に該当する試験(又はこれと同等以上の検定試験)に合格した者でなければならない。	道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋・鋼部材編P534による
	3	2	4	9	11	(7)	表2-16 現場円周溶接部の目違いの許容値		3	2	4	9	11	(7)	表2-16 現場円周溶接部の目違いの許容値	諸基準類の改定に伴う修正(図表)
	3	2	4	9	13	13.建込み精度管理	受注者は、鋼管矢板の建込みに際しては、導枠のマーキング位置に鋼管矢板を設置して、2方向から鉛直性を確認しながら施工しなければならない。		3	2	4	9	13	13.建込み精度管理	受注者は、鋼管矢板の建込みに際しては、導枠のマーキング位置に鋼管矢板を設置して、トランシットで2方向から鉛直性を確認しながら施工しなければならない。	諸基準類の改定に伴う修正
	3	2	6	3	5	5.品質証明資料の提出	受注者は、使用する以下の材料の品質を証明する資料を工事に使用する前に工事監督員に提出しなければならない。なお、工事材料事前承諾で承諾された材料については、これを省略できる。		3	2	6	3	5	5.品質証明資料の提出	受注者は、使用する以下の材料の品質を証明する資料を工事に使用する前に工事監督員に提出しなければならない。	工事材料事前承諾の適用
	3	2	6	3	15	15.適用規格(再生アスファルト(2))	再生アスファルト混合物及び材料の規格は、舗装再生便覧(日本道路協会、平成22年11月)による。		3	2	6	3	15	15.適用規格(再生アスファルト(2))	再生アスファルト混合物及び材料の規格は、舗装再生便覧による。	改定年度を記載
	3	2	6	6	4	4.橋面防水工の施工	受注者は、橋面防水工の施工にあたっては、「道路橋床版防水便覧第6章材料・施工」(日本道路協会、平成19年3月)の規定及び第3編2-6-7アスファルト舗装工の規定によることとする。床版面の前処理を適切に実施するとともに、防水層の敷設、塗布等についてはがれや塗りむらなどが生じないように適切に管理しなければならない。		3	2	6	6	4	4.橋面防水工の施工	受注者は、橋面防水工の施工にあたっては、「道路橋床版防水便覧第6章材料・施工」(日本道路協会、平成19年3月)の規定及び第3編2-6-7アスファルト舗装工の規定による。	施工上の留意点について規定
	3	2	6	7	3	(2)	「舗装調査・試験法便覧」(日本道路協会、平成31年3月)		3	2	6	7	3	(2)	「舗装調査・試験法便覧」(日本道路協会、平成19年6月)	改定年度を反映
	3	2	6	7	3	(4)	「舗装調査・試験法便覧」(日本道路協会、平成31年3月)		3	2	6	7	3	(4)	「舗装調査・試験法便覧」(日本道路協会、平成19年6月)	改定年度を反映
	3	2	6	7	4	(5)	受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物の排出時(出荷時)の温度について工事監督員の承諾を得なければならない。		3	2	6	7	4	(5)	受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物の排出時の温度について工事監督員の承諾を得なければならない。	アスファルトプラントからの配合計画書には排出温度の記載が無く、出荷温度が記載されていることがほとんどである。排出温度は出荷温度と同じとして運用している実態である。 (H22.17アスファルト舗装工事共通仕様書P118,119)
	3	2	6	7	4	(12)	受注者は、設計図書に示す場合を除き、加熱アスファルト安定処理混合物を敷均したときの混合物の温度は110℃以上、また、1層の仕上がり厚さは10cm以下としなければならない。ただし、混合物の種類によって敷均しが困難な場合や、中温化技術により施工性を改善した混合物を使用する場合、締固め効果の高いローラを使用する場合などは、設計図書に関して工事監督員と協議の上、所定の締固めが得られる範囲で、混合物の適切な温度を決定するものとする。		3	2	6	7	4	(12)	受注者は、設計図書に示す場合を除き、加熱アスファルト安定処理混合物を敷均したときの混合物の温度は110℃以上、また、1層の仕上がり厚さは10cm以下としなければならない。ただし、混合物の種類によって敷均しが困難な場合は、設計図書に関して工事監督員と協議の上、混合物の温度を決定するものとする。	文言追加
	3	2	6	10	1	1.透水性舗装工の施工	「舗装施工便覧 第7章ポーラスアスファルト舗装工、第9章9-3-2透水機能を有する舗装」(日本道路協会、平成18年2月)		3	2	6	10	1	1.透水性舗装工の施工	「舗装施工便覧 第7章ポーラスアスファルト舗装工、第9章9-3-2透水機能を有する舗装」	改定年度を記載

土木工事共通仕様書新旧対照表

新条文（令和7年4月）										旧条文（平成28年7月）									
編 章 節 条 項					章節条項 (項目見出し)	新条文	編 章 節 条 項					章節条項 (項目見出し)	現行条文	改定理由					
3	2	6	11	5	5.グースアス ファルト舗装工 の施工	「舗装施工便覧第9章9－4－2グースアスファルト舗装」(日本道路協会、 平成18年2月)	3	2	6	11	5	5.グースアス ファルト舗装工 の施工	「舗装施工便覧第9章9－4－2グースアスファルト舗装」	改定年度を記載					
3	2	6	11	6		(2)表2－32 接着剤の規格鋼床版用	3	2	6	11	6		(2)表2－32 接着剤の規格鋼床版用	諸基準類の改定に伴う 修正(図表)					
3	2	6	11	6		(2)表2－33 接着剤の規格コンクリート床版用	3	2	6	11	6		(2)表2－33(1) 接着剤の規格コンクリート床版用	番号の修正					
							3	2	6	11	6		(2)表2－33(2) シート系床版防水層(流し貼り型、加熱溶着型、常温粘着型)ブ ライマーの品質	削除					
3	2	6	11	9		(2)グースアスファルト混合物の流動性については同一温度で同一のリユエル 流動性であっても施工方法や敷きならし機械の質量などにより現場での施 工法に差があるので、受注者は、配合設計時にこれらの条件を把握すると ともに過去の実績などを参考にして、最も適した値を設定しなければならない。	3	2	6	11	9		(2)グースアスファルト混合物の流動性については同一温度で同一のリユエル 流動性であっても施工方法や敷きならし機械の重量などにより現場での施 工法に差があるので、受注者は、配合設計時にこれらの条件を把握すると ともに過去の実績などを参考にして、最も適した値を設定しなければならない。	諸基準類の改定に伴う 修正					
3	2	6	11	13		(4)表2－38 目地材の規格	3	2	6	11	13		(4)表2－38 目地材の規格	諸基準類の改定に伴う 修正(図表)					
3	2	6	12	3		(2)「舗装調査・試験法便覧」(日本道路協会、平成31年3月)	3	2	6	12	3		(2)「舗装調査・試験法便覧」(日本道路協会、平成19年6月)	改定年度を反映					
3	2	6	12	3		(4)「舗装調査・試験法便覧」(日本道路協会、平成31年3月)	3	2	6	12	3		(4)「舗装調査・試験法便覧」(日本道路協会、平成19年6月)	改定年度を反映					
3	2	6	12	10		(1)受注者は、コンクリートを締固めるときに、鉄鋼をたわませたり移動させたり してはならない。	3	2	6	12	10		(1)受注者は、鉄鋼を締固めるときに、たわませたり移動させたりしてはならな い。	誤記修正					
3	2	7	5	4		(8)杭の施工については、以下の各号の規定によるものとする。 ① 受注者は、杭の適用範囲、杭の取扱い、杭の施工法分類はJIS A 7201(既製コンクリートくい)の施工標準)の規定による。 ② 受注者は、杭の打込み、埋込みはJIS A 7201(既製コンクリートくい)の 施工標準)の規定による。 ③ 受注者は、杭の継手はJIS A 7201(既製コンクリートくい)の施工標準) の規定による。	3	2	7	5	4		(8)杭の施工については、以下の各号の規定によるものとする。 ① 受注者は、杭の適用範囲、杭の取扱い、杭の施工法分類はJIS A 7201 (遠心力コンクリートくい)の施工標準)の規定による。 ② 受注者は、杭の打込み、埋込みはJIS A 7201(遠心力コンクリートくい)の 施工標準)の規定による。 ③ 受注者は、杭の継手はJIS A 7201(遠心力コンクリートくい)の施工標準) の規定による。	JIS名称変更に伴う修正					
3	2	7	9	1	1.攪拌	攪拌とは、粉体噴射攪拌、高圧噴射攪拌、スラリー攪拌及び中層混合処 理を示すものとする。	3	2	7	9	1	1.攪拌	攪拌とは、粉体噴射攪拌、高圧噴射攪拌、及びスラリー攪拌を示すものとする。	積算基準に記載された 新規工種のため追加					
3	2	7	9	6	6.中層混合処理	(1)改良材はセメントまたはセメント系固化材とする。 なお、土質等によりこれにより難しい場合は、工事監督員と協議しなければ ならない。 (2)施工機械は、鉛直方向に攪拌混合が可能な攪拌混合機を用いること とする。攪拌混合機は、アーム部に攪拌翼を有し、プラントからの改良材を 各案翼を用いて現地盤と攪拌混合することで地盤改良を行い機能を有する 機械である。 (3)受注者は、設計図書に示す改良天端高並びに範囲を攪拌混合しなけ ればならない。なお、現地状況によりこれにより難しい場合は、工事監督員 と協議しなければならない。 施工後の改良天端高については、攪拌及び注入される改良材による 盛上りが想定される場合、工事着手前に盛上り土の処理(利用)方法につ いて、工事監督員と協議しなければならない。								積算基準に記載された 新規工種のため追加					
3	2	10	1	1	1.適用工種	本節は、仮設工として工事用道路工、仮橋・仮栈橋工、路面覆工、土留・仮 締切工、砂防仮締切工、水替工、地下水位低下工、地中連続壁工(壁 式)、地中連続壁工(柱列式)、仮水路工、残土受入れ施設工、作業ヤード 整備工、電力設備工、コンクリート製造設備工、トンネル仮設備工、防塵対 策工、汚濁防止工、防護施設工、除雪工、雪寒施設工、法面吹付工、足 場工その他これらに類する工種について定める。	3	2	10	1	1	1.適用工種	本節は、仮設工として工事用道路工、仮橋・仮栈橋工、路面覆工、土留・仮 締切工、砂防仮締切工、水替工、地下水位低下工、地中連続壁工(壁式)、 地中連続壁工(柱列式)、仮水路工、残土受入れ施設工、作業ヤード整備 工、電力設備工、コンクリート製造設備工、トンネル仮設備工、共同溝仮設 備工、防塵対策工、汚濁防止工、防護施設工、除雪工、雪寒施設工、法面 吹付工その他これらに類する工種について定める。	文言追加、削除					

土木工事共通仕様書新旧対照表

新条文（令和7年4月）							旧条文（平成28年7月）							
編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	新条文	編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	現行条文	改定理由
3	2	10	5	3	3.適用規定	受注者は、河川堤防の開削をともなう施工にあたり、仮締切を設置する場合には、「仮締切堤設置基準(案)」(国土交通省、平成22年6月)の規定による。	3	2	10	5	3	3.適用規定	受注者は、河川堤防の開削をともなう施工にあたり、仮締切を設置する場合には、国土交通省「仮締切堤設置基準(案)」の規定による。	改定年度を記載
3	2	10	5	24	24.止水シートの設置	受注者は、止水シートの設置にあたり、突起物やシートの接続方法の不良により漏水しないように施工しなければならない。側壁や下床版等のコンクリートの打継部では必要に応じて増張りを施すものとする。	3	2	10	5	24	24.止水シートの設置	受注者は、止水シートの設置にあたり、突起物やシートの接続方法の不良により漏水しないように施工しなければならない。	諸基準類の改定に伴う修正
3	2	10	16	9	9.集じん装置の設置	受注者は、集じん装置の設置にあたり、トンネル等の規模等を考慮した上で、十分な処理容量を有しているもので、粉じんを効率よく捕集し、かつ、レスピラブル(吸入性)粉じんを含めた粉じんを清浄化する処理能力を有しているものを選定しなければならない。	3	2	10	16	9	9.集じん装置の設置	受注者は、集じん装置の設置にあたり、トンネル等の規模等を考慮した上で、十分な処理容量を有しているもので、粉じんを効率よく捕集し、かつ、吸入性粉じんを含めた粉じんを清浄化する処理能力を有しているものを選定しなければならない。	諸基準類の改定に伴う修正
3	2	10	16	10	10.換気等の効果確認	この際、粉じん濃度(吸入性粉じん濃度)目標レベルは2mg/m3以下とし、掘削断面積が小さいため、2mg/m3を達成するのに必要な大きさ(口径)の風管又は必要な本数の風管の設置、必要な容量の集じん装置の設置等が施工上極めて困難であるものについては、可能な限り、2mg/m3に近い値を粉じん濃度目標レベルとして設定し、当該値を記録しておくこと。	3	2	10	16	10	10.換気等の効果確認	この際、粉じん濃度(吸入性粉じん濃度)目標レベルは3mg/m3以下とし、掘削断面積が小さいため、3mg/m3を達成するのに必要な大きさ(口径)の風管又は必要な本数の風管の設置、必要な容量の集じん装置の設置等が施工上極めて困難であるものについては、可能な限り、3mg/m3に近い値を粉じん濃度目標レベルとして設定し、当該値を記録しておくこと。	諸基準類の改定に伴う修正
3	2	12	2	3	3.溶接材料	表2-46 溶接材料区分	3	2	12	2	3	3.溶接材料	表2-46 溶接材料区分	諸基準類の改定に伴う修正(図表)
3	2	12	2	3	(2)	SM490、SM490Y、SM520、SBHS400、SM570及びSBHS500を溶接する場合	3	2	12	2	3	(2)	SM490以上の鋼材を溶接する場合	諸基準類の改定に伴う修正
3	2	12	2	7	(5)	受注者は、塗料の有効期限を、ジンクリッチペイントは製造後6ヶ月以内、その他の塗料は製造後12ヶ月とし、有効期限を経過した塗料は使用してはならない。工期延期等やむを得ない理由によって使用期間が、ジンクリッチペイントは6ヶ月を超えた場合、その他の塗料は12ヶ月を超えた場合は、抜き取り試験を行って品質を確認し、正常の場合使用することができる。	3	2	12	2	7	(5)	受注者は、塗料の有効期限を、ジンクリッチペイントは製造後6ヶ月以内、その他の塗料は製造後12ヶ月とし、有効期限を経過した塗料は使用してはならない。	鋼道路橋防食便覧H26.3に基づき有効期限を超えた際の扱いについて追記。
3	2	12	3	1	(1)	① 受注者は、工作に着手する前にコンピュータによる原寸システム等により図面の不備や製作上に支障がないかどうかを確認しなければならない。 ② 受注者は、上記①においてコンピュータによる原寸システム等をしなない場合は、工事監督員の承諾を得なければならない。 ③ 原寸図を作成する場合、受注者は、JIS B 7512（鋼製巻尺）の1級に合格した鋼製巻尺を使用しなければならない。なお、これにより難しい場合は、設計図書に関して工事監督員の承諾を得なければならない。 ④ 受注者は、現場と工場の鋼製巻尺の使用にあたって、温度補正を行わなければならない。なお、桁に鋼製巻尺を添わせる場合には、桁と同温度とみなせるため温度補正の必要はない。	3	2	12	3	1	(1)	① 受注者は、工作に着手する前に原寸図を作成し、図面の不備や製作上に支障がないかどうかを確認しなければならない。 ② 受注者は、原寸図の一部又は全部を省略する場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。 ③ 受注者は、JIS B 7512（鋼製巻尺）の1級に合格した鋼製巻尺を使用しなければならない。なお、これにより難しい場合は、設計図書に関して工事監督員の承諾を得なければならない。 ④ 受注者は、現場と工場の鋼製巻尺の使用にあたって、温度補正を行わなければならない。	諸基準類の改定に伴う修正
3	2	12	3	1	(2)ー①		3	2	12	3	1	(2)ー①	また、連結板などの溶接されない部材についても除くものとする。	誤記削除
3	2	12	3	1	(2)ー①	なお、板取りに関する資料を保管し、工事監督員又は工事検査員からの請求があった場合は、速やかに提示しなければならない。	3	2	12	3	1	(2)ー①	なお、板取りに関する資料を保管し、工事完成時に提出しなければならない。ただし、それ以外で工事監督員又は工事検査員からの請求があった場合は、速やかに提示しなければならない。	提出書類に係る修正
3	2	12	3	1	(2)ー④	受注者は、塗装等の防錆・防食を行う部材において組立てた後に自由縁となる部材の角は面取りを行うものとし、半径2mm以上の曲面仕上げを行うものとする。	3	2	12	3	1	(2)ー④	受注者は、塗装される主要部材において組立てた後に自由縁となる切断面の角は面取りを行うものとし、半径2mm以上の曲面仕上げを行うものとする。	諸基準類の改定に伴う修正
3	2	12	3	1	(4)ー①	2)SBHS500、SBHS500W、SBHS400、SBHS400W、SM490Y及びSM490Iにおいて、1パスの入熱量が10,000J／mmを超える場合。	3	2	12	3	1	(4)ー①	2)SM490、SM490Yにおいて、1パスの入熱量が10,000J／mmを超える場合。	諸基準類の改定に伴う修正
3	2	12	3	1	(8)	受注者は、鋼種及び溶接方法に応じて、溶接線の両側100mm範囲の母材を表2-52の条件を満たす場合に限り表2-51により予熱することを標準とする。なお、鋼材のPCM値を低減すれば予熱温度を低減できる。この場合の予熱温度は表2-53とする。	3	2	12	3	1	(8)	受注者は、鋼種及び溶接方法に応じて、溶接線の両側100mm及びアークの前方100mm範囲の母材を、表2-51により予熱することを標準とする。	諸基準類の改定に伴う修正

土木工事共通仕様書新旧対照表

新条文（令和7年4月）							旧条文（平成28年7月）							
編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	新条文	編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	現行条文	改定理由
	3	2	12	3	1	(8)表2－51 予熱温度の標準	3	2	12	3	1	(8)表2－51 予熱温度の標準	諸基準類の改定に伴う修正(図表)	
	3	2	12	3	1	(8)表2－52 予熱温度の標準を適用する場合のPcmの条件	3	2	12	3	1	(8)表2－52 予熱温度の標準を適用する場合のPcmの条件	表追加修正	
	3	2	12	3	1	(8)表2－53 Pcm値と予熱温度の標準	3	2	12	3	1	(8)表2－53 Pcm値と予熱温度の標準	表追加修正	
	3	2	12	3	1	(11)表2－54 主要部材の完全溶込みの突合せ継手の非破壊試験検査率	3	2	12	3	1	(11)表2－54 主要部材の完全溶込みの突合せ継手の非破壊試験検査率	諸基準類の改定に伴う修正(図表)	
	3	2	12	3	1	(11)－④受注者は、溶接ビード及びその周辺にいかなる場合も割れを発生させてはならない。割れの検査は溶接線全線を対象として肉眼で行うものとするが、判定が困難な場合には、磁粉探傷試験または浸透探傷試験により検査するものとする。	3	2	12	3	1	(11)－④受注者は、溶接ビード及びその周辺にいかなる場合も割れを発生させてはならない。割れの検査は肉眼で行うものとするが、疑わしい場合には、磁粉探傷試験または浸透探傷試験により検査するものとする。	諸基準類の改定に伴う修正	
	3	2	12	3	1	(11)－⑤受注者は、断面に考慮する突合せ溶接継手、十字溶接継手、T溶接継手、角溶接継手に関しては、ビード表面にピットを発生させてはならない。	3	2	12	3	1	(11)－⑤受注者は、主要部材の突合せ継手及び断面を構成するT継手、かど継手に関しては、ビード表面にピットを発生させてはならない。	諸基準類の改定に伴う修正	
	3	2	12	3	1	(11)－⑤－2受注者は、アンダーカットの深さを設計上許容される値以下とし、オーバーラップを生じさせてはならない。	3	2	12	3	1	(11)－⑤－2受注者は、アンダーカットの深さを0.5mm以下とし、オーバーラップを生じさせてはならない。	諸基準類の改定に伴う修正	
	3	2	12	3	1	(14)ただし、シミュレーション仮組立などの他の方法によって実仮組立てと同等の精度の検査が行える場合は、工事監督員の承諾を得てこれに代えることが実施できる。	3	2	12	3	1	(14)ただし、他の方法によって実仮組立てと同等の精度の検査が行える場合は、工事監督員の承諾を得て実施できる。	諸基準類の改定に伴う修正	
	3	2	12	3	2	(3)	3	2	12	3	2	(3)	① 受注者は摩擦接合を行う材片を組み合わせた場合、孔のずれは1.0mm以下としなければならない。	諸基準類の改定に伴う修正
	3	2	12	7	1	(1)② 受注者は、めっき付着量を両面で275g/m2以上としなければならない。その場合、受注者は、めっき付着量が前述以上であることを確認しなければならない。 ③ 受注者は、熱硬化性アクリル樹脂塗料を用いて、20μm以上の塗膜厚で仕上げ塗装をしなければならない。	3	2	12	7	1	(1)② 受注者は、垂鉛の付着量をJIS G 3302(溶融垂鉛めっき鋼板及び鋼帯)Z27の275g/m2(両面付着量)以上としなければならない。その場合、受注者は、めっき付着量が前述以上であることを確認しなければならない。 ③ 受注者は、熱化性アクリル樹脂塗料を用いて、20μm以上の塗膜厚で仕上げ塗装をしなければならない。	諸基準類の改定に伴う修正	
	3	2	12	7	1	(2)② 受注者は、めっき付着量をビーム、パイプ、ブラケット、パドル、支柱の場合JIS H 8641(溶融垂鉛めっき)(HDZT77)の77μm(膜厚)以上とし、その他の部材(ケーブルは除く)の場合は、同じく(HDZT49)の49μm(膜厚)以上としなければならない。	3	2	12	7	1	(2)② 受注者は、垂鉛の付着量をビーム、パイプ、ブラケット、パドル、支柱の場合JIS H 8641(溶融垂鉛めっき)2種の(HDZ55)の550g/m2(片面の付着量)以上とし、その他の部材(ケーブルは除く)の場合は、同じく2種(HDZ35)の350g/m2(片面の付着量)以上としなければならない。	諸基準類の改定に伴う修正	
	3	2	12	11	3	3.気温湿度の条件 受注者は、気温、湿度の条件が表2－62の塗装禁止条件に該当する場合、塗装を行ってはならない。ただし、塗装作業所が屋内で、温度、湿度が調節されているときは、屋外の気象条件に関係なく塗装してもよい。これ以外の場合は、工事監督員と協議しなければならない。	3	2	12	11	3	3.気温湿度の条件 受注者は、気温、湿度の条件が表2－62の塗装禁止条件を満足しない場合、塗装を行ってはならない。ただし、塗装作業所が屋内で、温度、湿度が調節されているときは、屋外の気象条件に関係なく塗装してもよい。これ以外の場合は、工事監督員と協議しなければならない。	表現の統一	
	3	2	14	2	6	図2－6 耳芝	3	2	14	2	6	図2－6 耳芝	現実実装との整合	
	3	2	14	7	2	2.詰石 なお、じゃこの法肩及び法尻の屈折部が、扁平にならないようにしなければならない。	3	2	14	7	2	2.詰石 なお、じゃこの法肩及び法尻の屈折部が、偏平にならないようにしなければならない。	誤記	
	3	2	17	2	1	1.一般事項 農業取締法(令和5年5月改正法律第36号)	3	2	17	2	1	1.一般事項 農業取締法(平成19年3月改正法律第8号)	改定年度を反映	
	3	2	17	3	2	2.剪定の施工 受注者は、剪定の施工にあたり、「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」の策定について(厚生労働省 令和2年1月)によるものとしは、各樹種の特性及び施工箇所に合った剪定形式により行ななければならない。	3	2	17	3	2	2.剪定の施工 受注者は、剪定の施工については、各樹種の特性及び施工箇所に合った剪定形式により行ななければならない。	「基発0131第1号 令和2年1月31日」付の改定にともなう	
	3	2	17	3	4	4.剪定、芝刈、雑草抜き取り(伐根)等の施工 受注者は、剪定、芝刈、雑草抜き取り(伐根)、植付けの施工にあたり、路面への枝、草、掘削土等の飛散防止に努めるものとし、発生した枝、草、掘削土等を交通に支障のないように、速やかに処理しなければならない。	3	2	17	3	4	4.剪定、芝刈、雑草抜き取り等の施工 受注者は、剪定、芝刈、雑草抜き取り、植付けの施工にあたり、路面への枝、草、掘削土等の飛散防止に努めるものとし、発生した枝、草、掘削土等を交通に支障のないように、速やかに処理しなければならない。	施工実態を踏まえた規定の追加。	

土木工事共通仕様書新旧対照表																
新条文（令和7年4月）							旧条文（平成28年7月）									
編	章	節	条	項	章節条項 （項目見出し）	新条文	編	章	節	条	項	章節条項 （項目見出し）	現行条文	改定理由		
3	2	18	2	1	(12)	受注者は、床版コンクリート打設前においては主桁のそり、打設後においては床版の基準高を測定し、その記録を整備及び保管し、工事監督員又は工事検査員の請求があった場合は速やかに提示するものとする。	3	2	18	2	1	(12)	受注者は、床版コンクリート打設前及び完了後、キャンバーを測定し、その記録を整備及び保管し、工事監督員又は工事検査員の請求があった場合は速やかに提示するものとする。	諸基準類の改定に伴う修正		